

尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （案）

令和 8 年 9 月 10 日現在

尾 道 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨・目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画対象区域	3
1.4 計画対象廃棄物	3
1.5 計画期間	3
1.6 協働体制	4
1.7 計画の点検・評価・見直し	4

第2章 地域の概況

2.1 位置と地勢	5
2.2 自然条件	6
2.3 人口動態	6
2.4 産業の動向	7
2.5 土地利用状況	9

第3章 ごみ処理の現況

3.1 処理体制	10
3.2 ごみ処理の実績	19
3.3 ごみ排出量の将来推計（現状趨勢）	34
3.4 課題の抽出	42

第4章 基本理念・基本方針及び目標

4.1 基本理念・基本方針	45
4.2 目標	46

第5章 目標達成に向けた取組

5.1 市民・事業者・市（行政）の役割	47
5.2 推進する取組	48
5.3 取組による目標達成時のごみ排出量	50
5.4 適正処理計画	56

用語集	61
-----	----

第 1 章 計画策定の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨・目的

本市では、平成 24 年 3 月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「前計画」という。）に基づき、市民、事業者、市（行政）が一体となって一般廃棄物^{*1}の減量化、資源化及び適正処理を推進してきました。

その間、国においては「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）^{*35}への移行が重要施策として位置づけられました。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」や「食品ロス^{*40}の削減の推進に関する法律」が施行されるなど、廃棄物の発生抑制と資源循環の取組を一層強化することが社会全体で求められています。

こうした廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化に対応し、本市の一般廃棄物処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

前計画の期間満了に伴い、国の「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月、環境省）」に準拠し、本市の実情に即した、新たな「尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、市民、事業者、市（行政）の連携を一層強化し、廃棄物の 4R^{*54}を基本とした循環型社会^{*34}の形成を推進するとともに、収集から最終処分^{*21}に至るまでの一連の過程における一般廃棄物の適正処理を確実に行うことで、市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とします。

*○：用語集の掲載番号

1.2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の第 6 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理基本計画です。

本計画の位置づけは図 1-1 に示すとおりであり、国の法律・計画及び広島県や本市の関連計画と整合が図られたものとなっています。

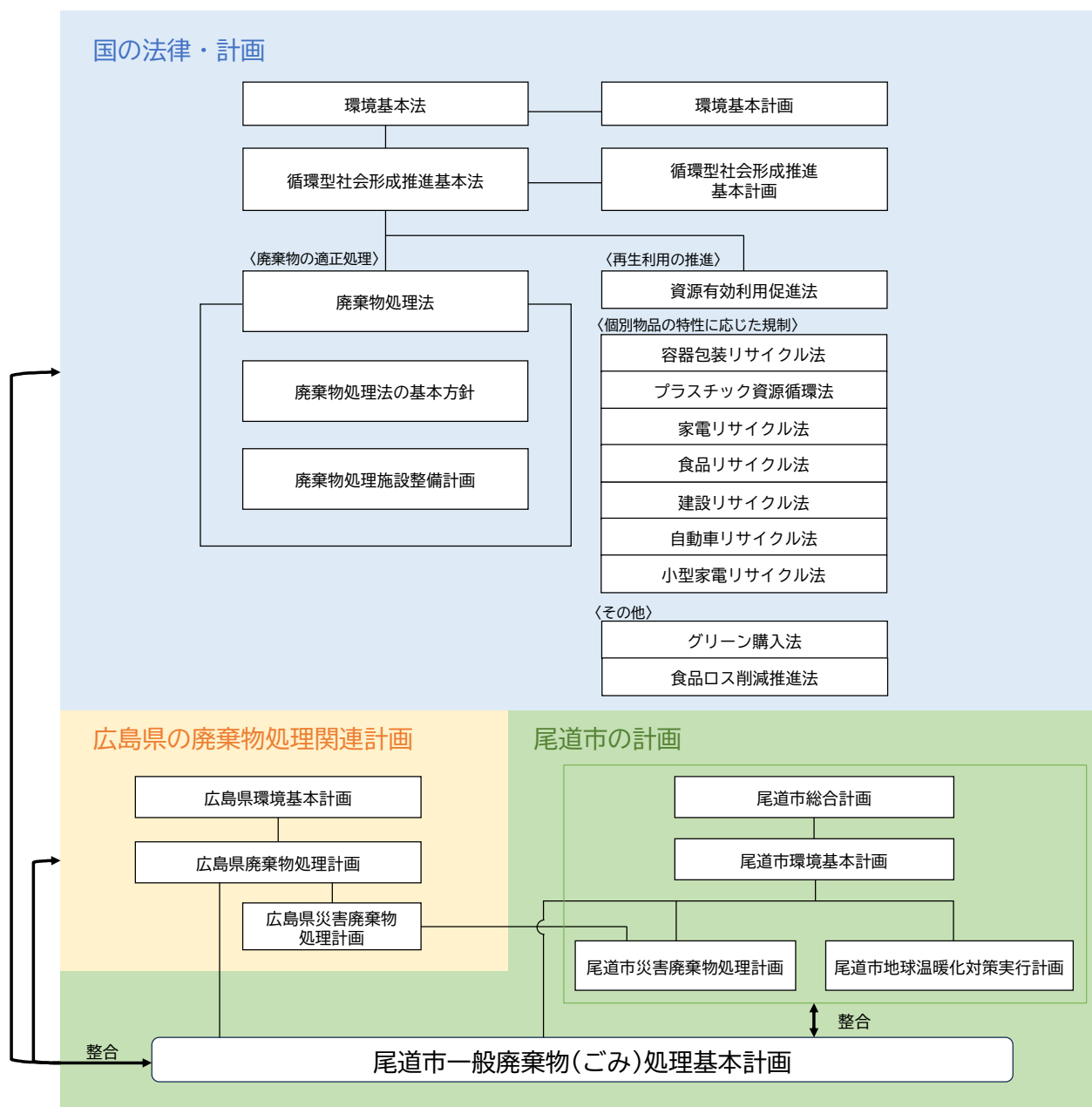


図 1-1 本計画の位置づけ

1.4 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は図 1-2 に示すとおりであり、計画対象区域内で発生する一般廃棄物（ごみ）を対象とします。



本計画の計画期間は令和 8 年度から令和 22 年度までの 15 年間とし、目標年度は令和 22 年度とします。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
計画期間（年度）															
					中間目標①					中間目標②					◎本計画の目標

1.6 協働体制

本計画に取り組む協働^{*8}体制のイメージは、図 1-3 に示すとおりです。

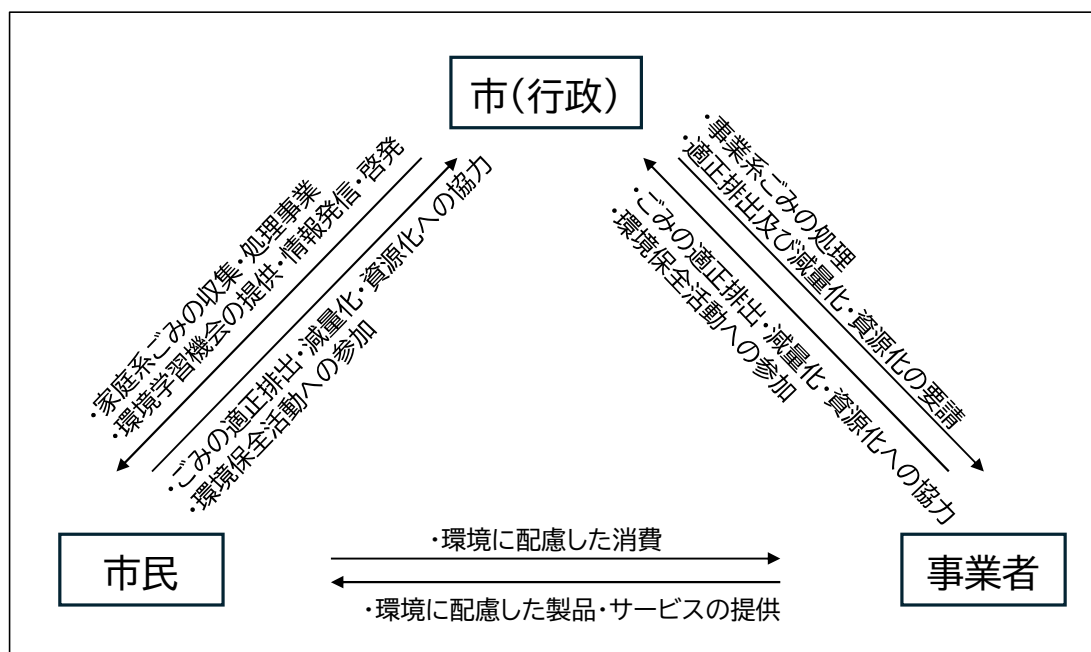


図 1-3 協働体制のイメージ

1.7 計画の点検・評価・見直し

本計画は、図 1-4 に示すとおり、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の PDCA サイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。

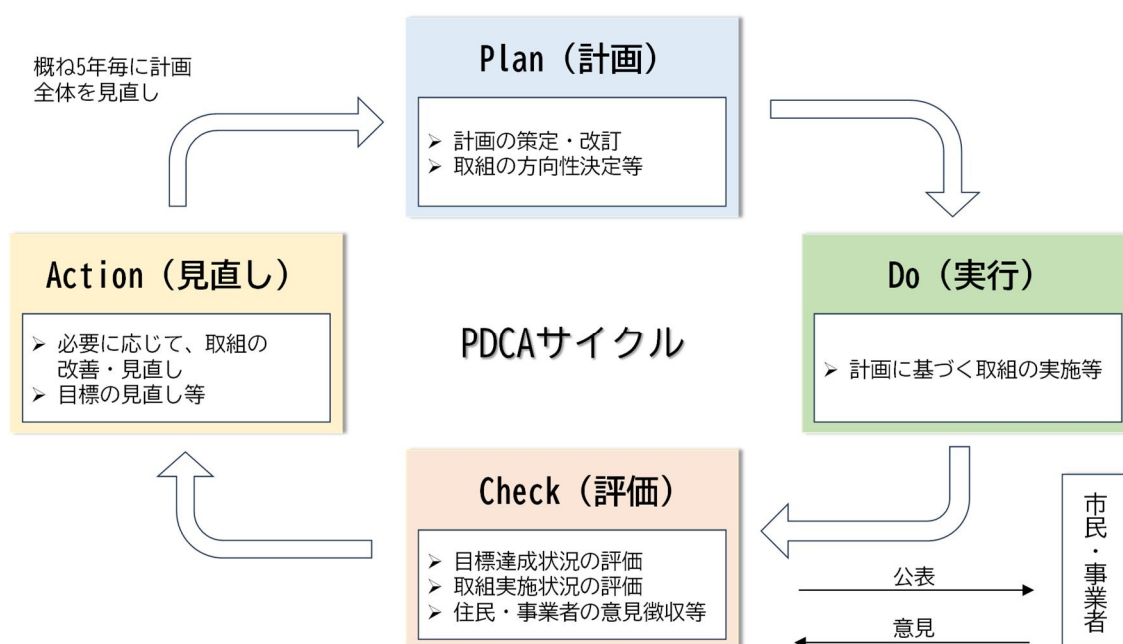


図 1-4 本計画における PDCA サイクル

第2章 地域の概況

2.1 位置と地勢

本市の位置は、図 2-1 に示すとおりです。

本市は、市内を東西に横断する山陽自動車道、南北に縦断する瀬戸内しまなみ海道及び中国やまなみ街道が交差することから、「瀬戸内の十字路」としての発展が期待されています。

総面積は、284.89km²、市域の大半は山地で占められており、島しょ部も概して急峻で平地に乏しく、平地は尾道水道・御調川沿い及び島しょ部の海岸沿いに形成されています。

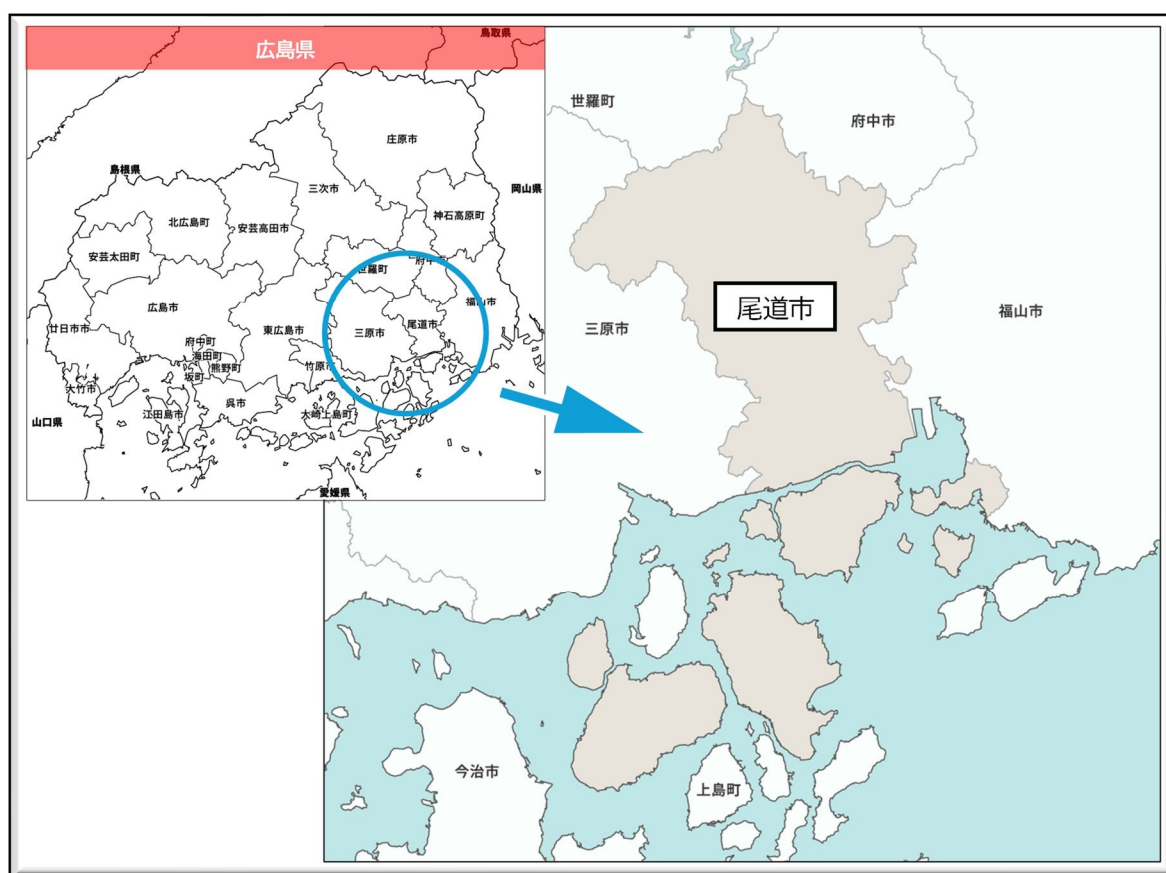


図 2-1 本市の位置

2.2 自然条件

本市における過去 10 年間の平均気温及び降水量は、表 2-1 に示すとおりです。

本市の平均気温は約 16℃、平均降水量は約 1,281mm です。

表 2-1 過去 10 年間の平均気温及び降水量

	気温 [℃]			降水量 [mm]		日照時間 [h]
	日平均	最高	最低	合計	日最大	年間総量
平成 27 年	15.7	35.6	-4.3	1,276.5	51.0	1,989.7
平成 28 年	16.4	36.4	-8.1	1,552.0	78.0	2,032.9
平成 29 年	15.4	37.6	-3.7	1,269.0	99.5	2,190.9
平成 30 年	15.9	37.6	-6.4	1,582.0	187.0	2,247.5
令和元年	16.2	37.5	-2.5	947.5	56.0	2,115.3
令和 2 年	16.2	37.0	-3.6	1,318.5	71.5	2,192.6
令和 3 年	16.2	38.5	-7.5	1,560.0	100.5	2,153.0
令和 4 年	16.2	37.7	-4.8	773.5	62.0	2,240.4
令和 5 年	16.5	38.2	-5.1	981.5	96.0	2,201.8
令和 6 年	17.0	36.8	-3.6	1,546.0	109.5	2,234.5
平均	16.2	37.3	-5.0	1,280.7	91.1	2,159.9

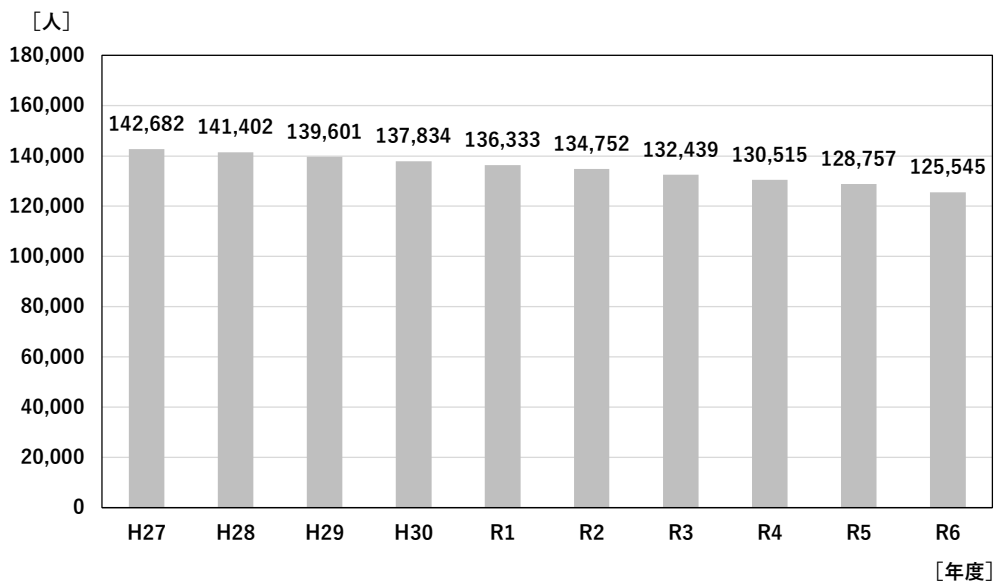
出典：統計おのみち

2.3 人口動態

2.3.1 総人口

本市における総人口の推移は、図 2-2 に示すとおりです。

本市の総人口は、過去 10 年間で減少傾向にあります。また、令和 6 年度の総人口は、平成 27 年度と比較し、約 12%減少しています。



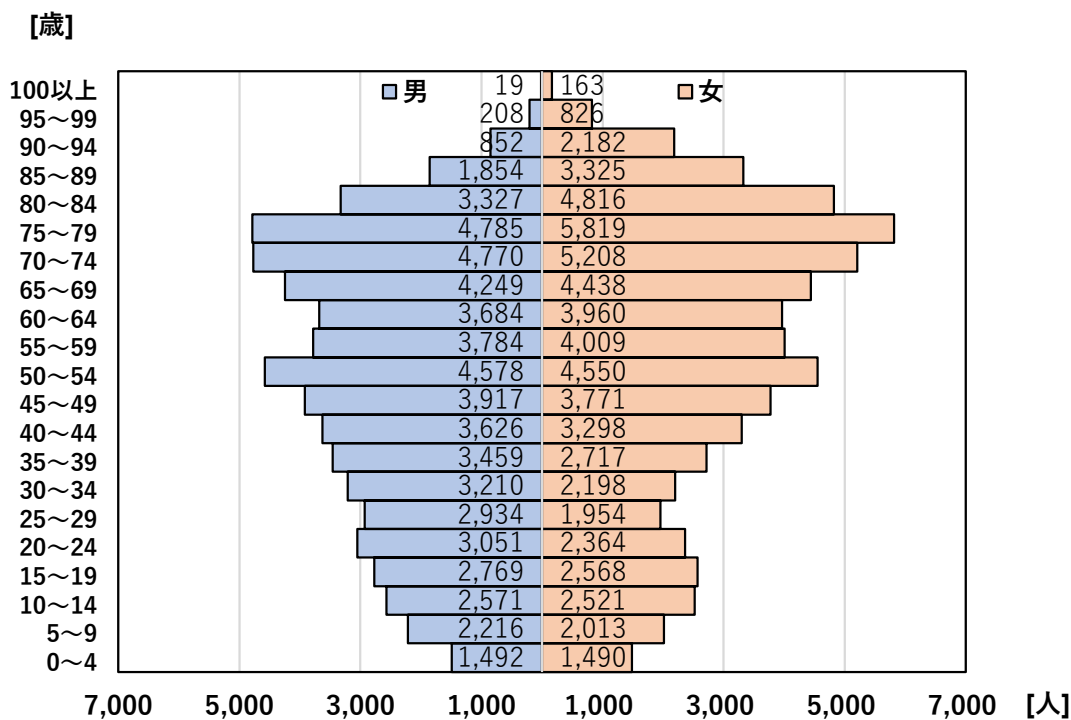
出典：住民基本台帳人口

図 2-2 総人口の推移

2.3.2 性別・年齢別人口

本市における令和 6 年度の性別・年齢別人口は、図 2-3 に示すとおりです。

年齢別人口構成は、70 代後半の人口が最も多く、少子高齢化の傾向がみられるつぼ型の構成となっています。



出典：住民基本台帳人口

図 2-3 性別・年齢別人口（令和 7 年 3 月 31 日時点）

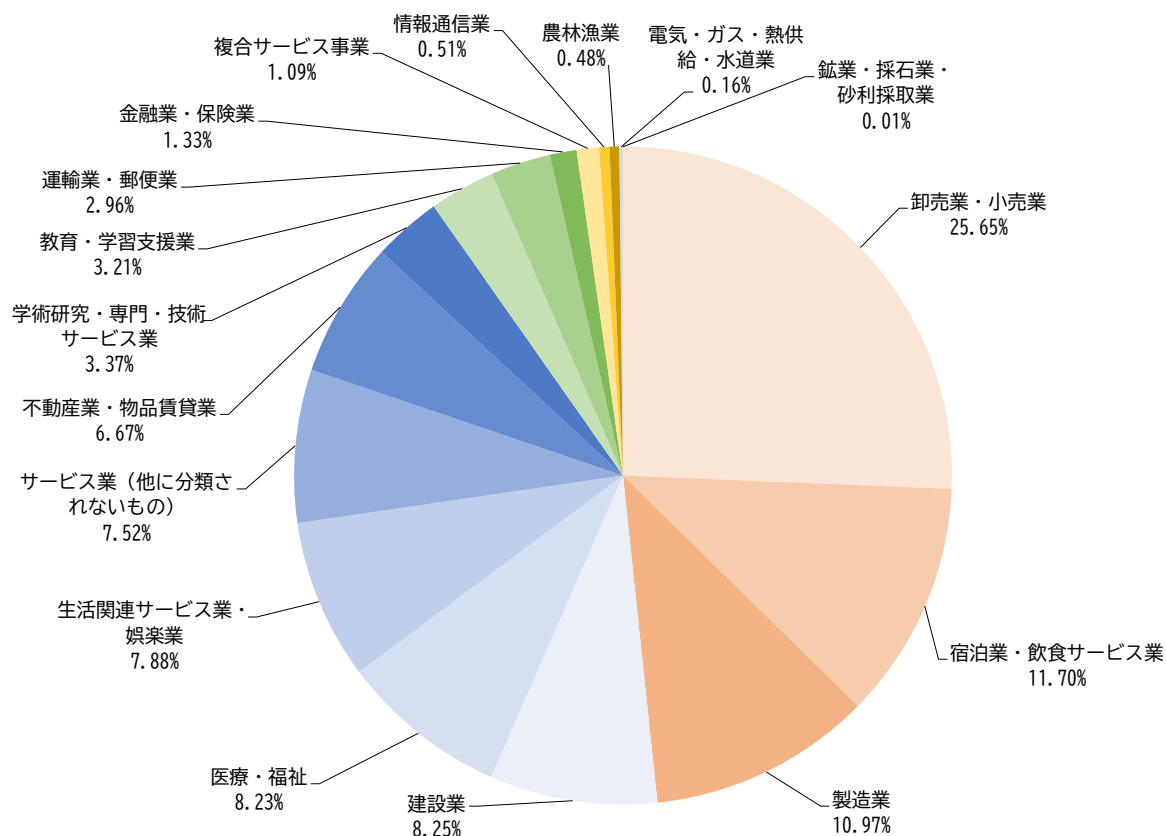
2.4 産業の動向

本市における事業所数及び従業者数の構成比は、図 2-4 に示すとおりです。

令和 3 年度の事業所数は 6,862 ケ所であり、従業者数は 59,450 人です。

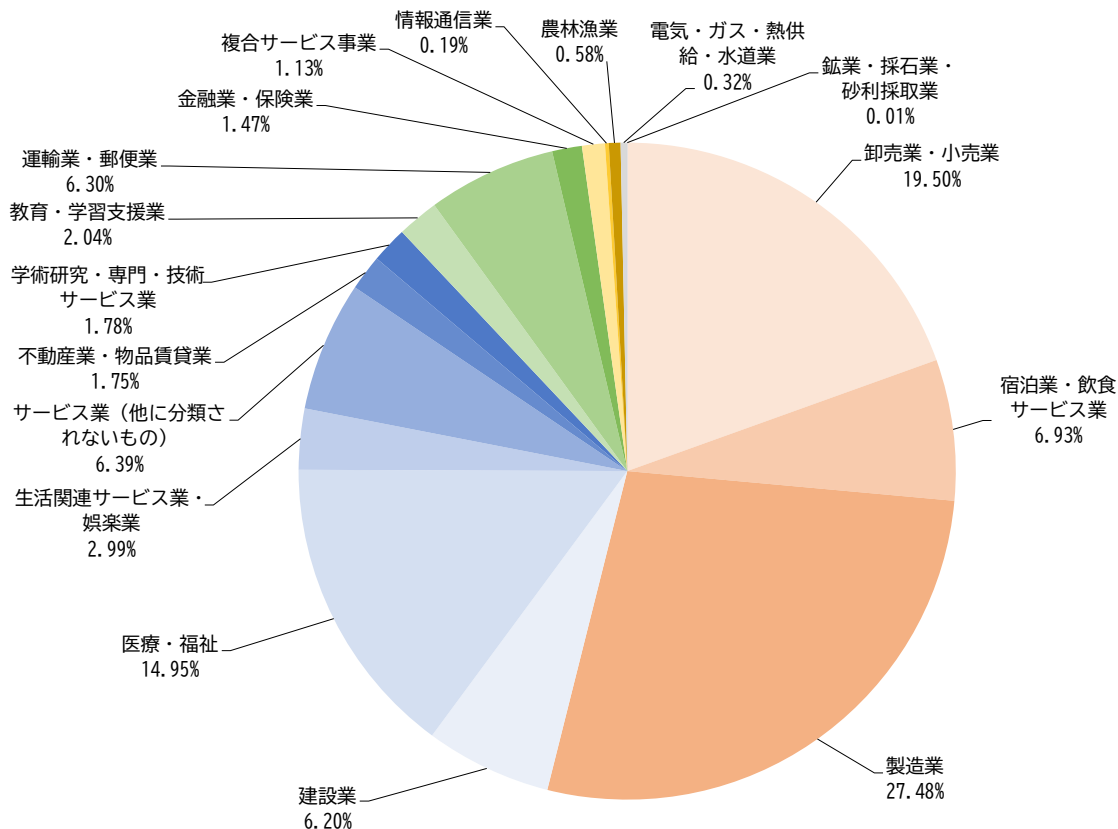
産業別でみると、事業所数は卸売業・小売業が最も多く、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業及び製造業の 3 業種で約 48%を占めています。

また、従業者数は製造業が最も多く、事業所数の多い製造業、卸売業・小売業、及び宿泊業・飲食サービス業の 3 業種で約 54%と過半数を占めています。



出典：統計おのみち

図 2-4 (1) 産業別事業所数の構成比



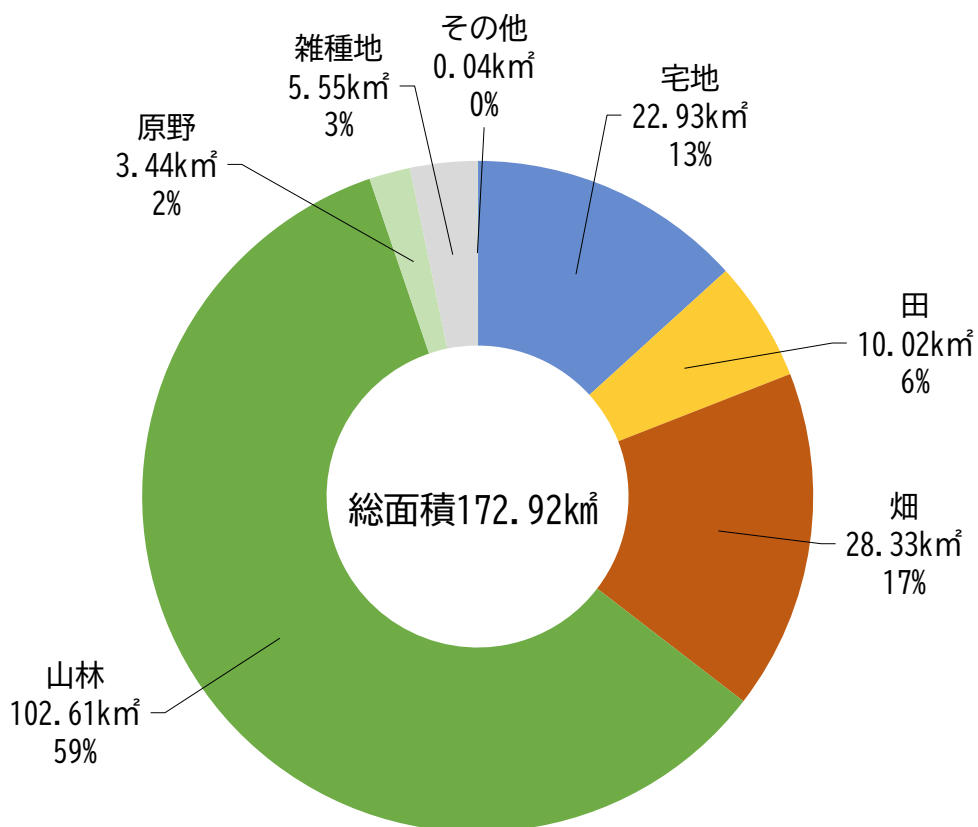
出典：統計おのみち

図 2-4 (2) 産業別従業者数の構成比

2.5 土地利用状況

本市における土地利用状況は、図 2-5 に示すとおりです。

本市の土地利用は、山林が約 59%と最も多く、次いで農地（田・畑）、宅地の順となっています。



出典：統計おのみち

注) 非課税面積は含まれない。

図 2-5 土地利用状況（令和 6 年 1 月 1 日時点）

第 3 章 ごみ処理の現況

3.1 処理体制

3.1.1 分別区分

本市における家庭系ごみ^{*4}の分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

家庭系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ^{*47}、埋立ごみ、有害ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック及び資源物^{*31}（紙類、布類、かん類、びん類、使用済み天ぷら油）の 8 種 12 分別でごみステーション^{*15}及び資源ステーション^{*30}収集を行っています。

また、事業系ごみ^{*29}は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物を受け入れています。

表 3-1 ごみの分別区分

区分		主な品目
燃やせるごみ		・ 厨芥類^{*48}、木くず及び再生できない紙くず並びにこれらと質的に同等の取扱いができるもの ・ 因島地域及び瀬戸田地域は、厨芥類、木くず、プラスチック製品及び再生できない紙くず並びにこれらと質的に同等の取扱いができるもの
燃やせないごみ		・ プラスチック製品、小型家庭電化製品、金属とプラスチックの複合製品及びこれらと質的に同等の取扱いができるもの（充電式電池内蔵製品を除く。）
粗大ごみ		・ 家具、家庭電化製品及び自転車等、1 辺 50cm を超える大きさのもの
埋立ごみ		・ 割れガラス、陶磁器類及び灰
有害ごみ		・ 充電式電池^{*33} 及び内蔵製品 ・ 蛍光灯及び電球（LED を含む。） ・ 乾電池、水銀体温計
ペットボトル		・ 容器包装リサイクル法に規定する容器のうち、ポリエチレンテレフタレート製のもので、飲料及びしょう油等を充填するためのもの
容器包装プラスチック		・ 容器包装リサイクル法に規定する容器包装のうち、ペットボトルを除くプラスチック製のもの
資源物	紙類	・ 容易に再生利用が可能なもの ・ 御調地域は、金属類も分別収集を実施
	布類	
	かん類	
	びん類	
	使用済み天ぷら油	

なお、搬入を認めない適正処理困難物^{*50}は、以下のとおりです。

- ① 原付、オートバイ、自動車用部品、バッテリー、タイヤ、FRP 船等
- ② ガスボンベ、消火器等の危険物
- ③ 農薬、医薬品類、化学薬品、塗料、廃油等
- ④ 金庫、電気温水器、農機具類、農用空き缶等
- ⑤ エンジン、トランス、コンプレッサー等
- ⑥ 建築廃材等
- ⑦ その他市職員が適正処理困難物と判断したもの

3.1.2 収集運搬方法

本市におけるごみの収集運搬方法は、表 3-2 に示すとおりです。

家庭系ごみは直営及び委託業者、事業系ごみは許可業者により収集運搬を行っています。

粗大ごみ、は品目ごとに設定した手数料（収集：630～2,240 円、処分：430～1,600 円）を徴収しています。

事業系ごみは、燃やせるごみ及び燃やせないごみの有料化（140 円/10kg）を実施しています。また、粗大ごみは品目ごとに設定した処理手数料（630～2,340 円）を徴収しています。

表 3-2 ごみの収集運搬方法

種類		収集場所	収集頻度	排出容器
家庭系	燃やせるごみ	ごみステーション	週2回	透明袋又は半透明袋
	燃やせないごみ		週1回～月1回	透明袋
	粗大ごみ	各戸口	週1回 ※事前申込み制	—
	埋立ごみ	ごみステーション	週1回～月1回	割れガラス・陶磁器類 は紙箱、灰は土のう袋
	有害ごみ			透明袋、蛍光灯等は購 入した際の箱
	ペットボトル		週1回～月2回	透明袋
	容器包装プラスチック		週1回	透明袋
	資源物	資源ステーション (一部地域は戸別収集*13)	一部地域 月1回	—
	紙類	・因島地域 ⇒古紙ステーション又は ごみステーション ・御調地域、向島地域(立花 地区を除く。)、瀬戸田地 域 ⇒ごみステーション	週1回～月1回	十文字に縛る
	布類	・因島地域、御調地域、向島 地域(立花地区を除く。)、 瀬戸田地 域 ⇒ごみステーション		十文字に縛るか透明袋
	かん類			資源専用コンテナ
	びん類	・因島地域、御調地域、向島 地域(立花地区を除く。)、 瀬戸田地 域 ⇒ごみステーション	月1回	ネット 透明袋
使用済み天ぷら油	・因島地域、御調地域、向島 地域(立花地区を除く。)、 瀬戸田地 域 ⇒拠点回収*9			資源専用コンテナ
事業系	燃やせるごみ	排出者の直接搬入 又は許可業者による収集	—	—
	燃やせないごみ			
	粗大ごみ			
	資源物			

3.1.3 ごみ処理関連施設

(1) 施設の概要

① 焼却施設

焼却施設の概要は、表 3-3 に示すとおりです。

表 3-3 焼却施設の概要

項目	内容	
施設名	尾道市クリーンセンター	因瀬クリーンセンター
所在地	尾道市長者原一丁目 220 番地 75	尾道市因島重井町 5334 番地
処理対象物	燃やせるごみ、破碎・選別処理 ^{*52} 後の可燃性残渣 ^{*25}	燃やせるごみ、破碎・選別処理後の可燃性残渣
竣工年月	平成 6 年 2 月 (平成 28 年度～令和元年度に先進的設備導入推進工事 ^{*45} を実施)	平成 2 年 11 月 (平成 27 年度～平成 29 年度に基幹的設備改良工事 ^{*6} を実施)
処理方式	連続燃焼方式 ^{*64}	准連続燃焼方式 ^{*36}
処理能力	150t/日 (75t/日×2 炉)	50t/日 (25t/16h×2 炉)

② 破碎・選別処理施設

破碎・選別処理施設の概要は、表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 破碎・選別処理施設の概要

項目	内容	
施設名	尾道市クリーンセンター	因島リサイクルセンター
所在地	尾道市長者原一丁目 220 番地 75	尾道市因島大浜町 1217 番地 1
処理対象物	燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物(かん類、びん類、布類)	燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物(かん類、びん類、布類)
竣工年月	平成 6 年 2 月	平成 7 年 12 月
処理方式	破碎・切断・減容・選別	破碎・選別圧縮
処理能力	35t/日	14t/5h

③ 容器包装プラスチック処理施設

容器包装プラスチック処理*⁶⁰施設の概要は、表 3-5 に示すとおりです。

表 3-5 容器包装プラスチック処理施設の概要

項目	内容
施設名	尾道市容器包装プラスチック処理施設
所在地	尾道市美ノ郷町三成 149 番地 11
処理対象物	容器包装プラスチック
竣工年月	平成 13 年 2 月
処理方式	圧縮・梱包
処理能力	7.2t/12h

④ ストックヤード等

ストックヤード*⁴³等の概要は、表 3-6 に示すとおりです。

表 3-6 ストックヤード等の概要

	内容		
施設名	ペットボトル ストックヤード	向島クリーンセンター	御調清掃センター
所在地	尾道市美ノ郷町三成 149 番地 11	尾道市向島町 11098 番地 151	尾道市御調町綾目 1308 番地
保管対象物	ペットボトル	市民の直接搬入ごみ、収集 ごみ（燃やせるごみ、ペッ トボトル、容器包装プラス チックを除く。）	市民の直接搬入ごみ、収集 ごみ（燃やせるごみ、容器 包装プラスチックを除 く。）
竣工年月	平成 11 年 2 月	昭和 56 年 3 月	昭和 61 年 3 月
保管面積	約 175m ² （屋内約 125m ² 、屋 外（屋根あり）約 50m ² ）	約 1,000m ² （屋内約 200m ² 、 屋外約 800m ² ）	約 400m ² （屋内約 300m ² 、屋 外約 100m ² ）
その他の機能	—	燃やせないごみ及び粗大 ごみ等の分解・選別	燃やせないごみ及び粗大 ごみ等の選別
備考	—	旧焼却施設* ⁷ が未解体	旧焼却施設が未解体

⑤ 最終処分場

最終処分場^{*22}の概要は、表 3-7 に示すとおりです。

表 3-7 最終処分場の概要

項目	内容		
施設名	尾道市原田最終処分場	因島一般廃棄物 最終処分場	瀬戸田名荷埋立処分地
所在地	尾道市原田町梶山田 4340 番地	尾道市因島大浜町 1217 番地 1	尾道市瀬戸田町名荷 2221 番地
埋立対象物	焼却残渣 ^{*37} 、不燃性残渣、埋立ごみ		埋立ごみ
埋立開始年月	平成 14 年 9 月	平成 7 年 12 月	平成 3 年 10 月
埋立地面積	23,000m ²	10,700m ²	10,100m ²
全体容量	194,000m ³	80,000m ³	54,000m ³
残余容量 ^{*28} (令和 6 年度末)	96,400m ³	28,829m ³	38,594m ³
埋立方法	サンドイッチ工法 ^{*26} 及びセル方式 ^{*44}	サンドイッチ工法	
浸出水処理 ^{*42} 能力	70m ³ /日	18m ³ /日	30m ³ /日
浸出水処理方式	カルシウム除去、 生物処理、膜処理、 ダイオキシン処理、 高度処理、脱塩処理	生物処理（回転円盤）、 凝沈、砂ろ過、活性炭、 重金属吸着、塩素	生物処理（回転円盤）、 凝沈、砂ろ過、活性炭、 塩素

(2) 施設の状況

本市の中間処理*49 施設及び最終処分場の稼働状況は、以下及び図 3-1 に示すとおりです。

① 焼却施設

尾道市クリーンセンター（焼却施設）は令和 16 年度まで、因瀬クリーンセンターは令和 14 年度までを延命化目標とした基幹的設備改良工事等を行っているものの、両施設とも、本計画の計画期間中に、想定している延命化期間*2を迎えます。

② 破碎・選別処理施設及び容器包装プラスチック処理施設

本市の破碎・選別処理施設及び容器包装プラスチック処理施設は、稼働開始から 25～32 年が経過しているものの、焼却施設のような大規模な改修工事は行わず、定期的な補修工事により施設の処理機能を保全し稼働を継続しています。

環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他の施設編）」では、粗大ごみ処理施設の平均供用年数は約 27 年、リサイクル・資源化施設の平均供用年数は約 19 年となっていますが、本市の破碎・選別処理施設及び容器包装プラスチック処理施設は、本計画の計画期間終了時（令和 22 年度）には稼働から 40～47 年が経過することになり、さらなる老朽化に伴う維持補修費の増加が懸念されます。

③ 最終処分場

令和 6 年度に実施した残余容量調査の結果、尾道市原田最終処分場の残余容量は約 96,000m³、因島一般廃棄物最終処分場の残余容量は約 29,000m³ であり、現状の埋立量（3.3.3 項 ごみ排出量の将来推計（現状趨勢）に基づき算定）及び埋立方法で推移すると、尾道市原田最終処分場及び因島一般廃棄物最終処分場は、令和 22 年度に埋立終了となる見込みです。

瀬戸田名荷埋立処分地の残余容量は約 39,000m³ です。本計画の計画期間中の処理に影響はありません。

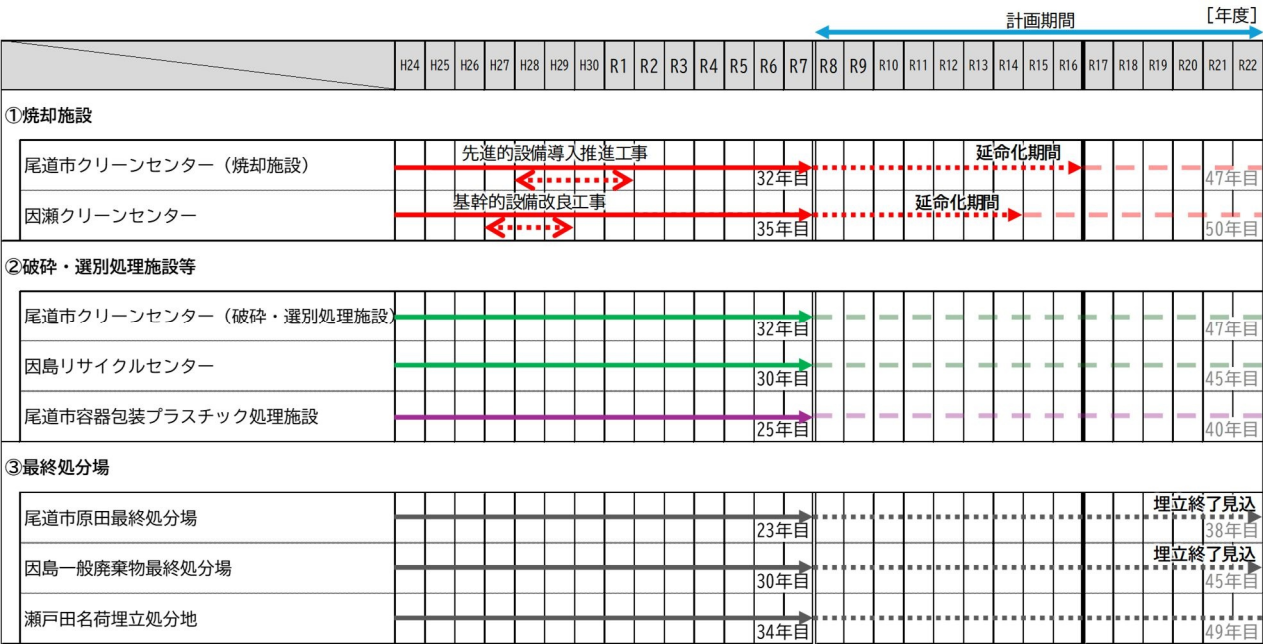


図 3-1 中間処理施設及び最終処分場の稼働状況

④ その他

現在、ストックヤード等として使用している向島クリーンセンター、御調清掃センター及び旧尾道市ごみ焼却処理施設（昭和 48 年度竣工）には、旧焼却施設が未解体のまま残存しています。

(3) 施設の位置

本市が所有するごみ処理施設は、図 3-2 に示す位置に所在します。

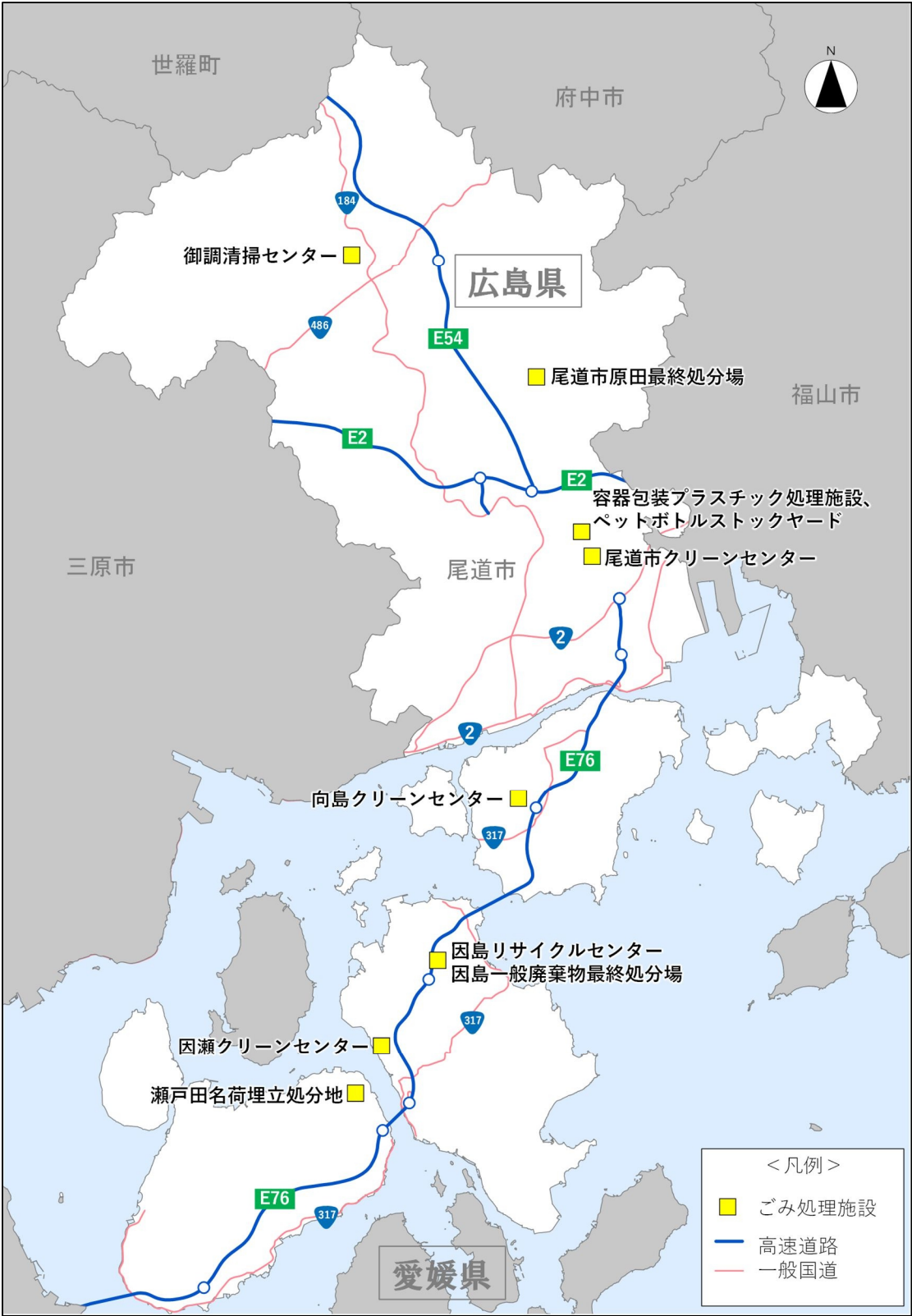


図 3-2 ごみ処理施設の位置

3.1.4 ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れは、図 3-3 に示すとおりです。

尾道地域、御調地域、向島地域の中間処理施設は尾道市クリーンセンター、容器包装プラスチック処理施設、最終処分場は原田最終処分場となっています。

また、因島地域、瀬戸田地域の中間処理施設は因瀬クリーンセンター及び因島リサイクルセンター、最終処分場は因島一般廃棄物最終処分場及び瀬戸田名荷埋立処分地となっています。

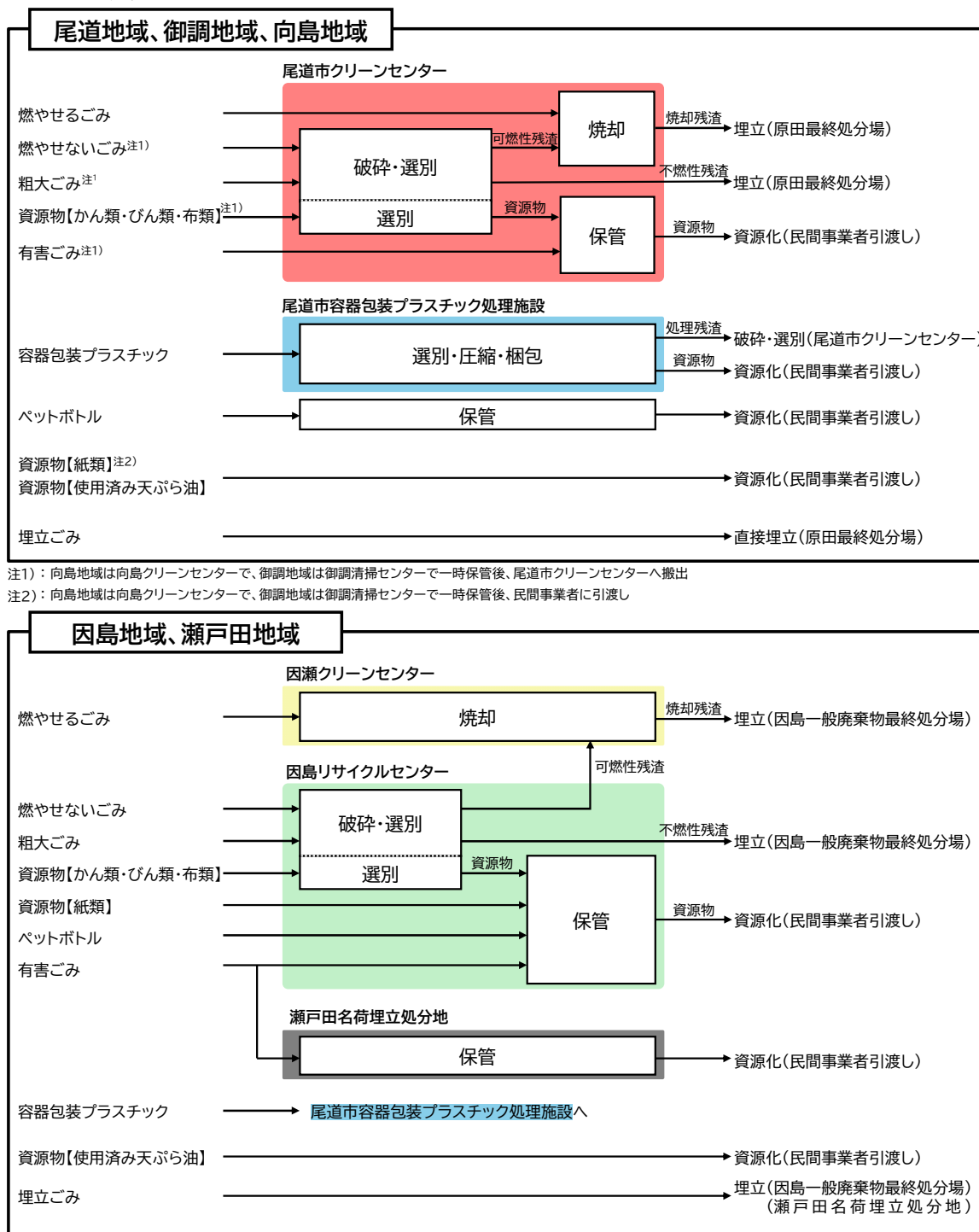


図 3-3 ごみ処理の流れ

3.2 ごみ処理の実績

3.2.1 ごみ排出量

(1) ごみ総排出量（ごみ種別）

ごみ種別のごみ排出量の推移は、図 3-4 及び表 3-8 に示すとおりです。

ごみ総排出量*¹⁶は減少傾向で推移しています。

また、可燃ごみ*⁵が占める割合は高くなっています。

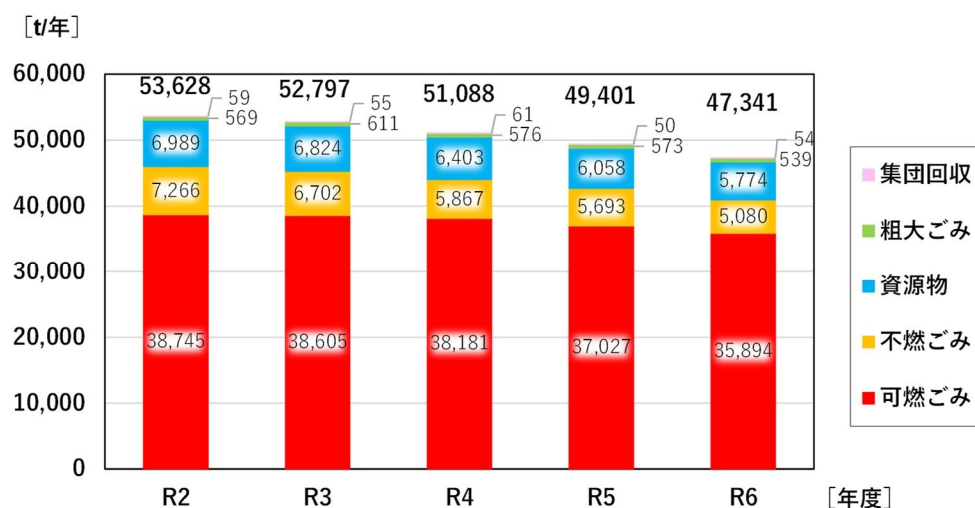


図 3-4 ごみ種別のごみ排出量の推移

表 3-8 ごみ種別のごみ排出量の推移

単位：t/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
可燃ごみ	38,745	38,605	38,181	37,027	35,894
不燃ごみ* ⁵⁵	7,266	6,702	5,867	5,693	5,080
資源物	6,989	6,824	6,403	6,058	5,774
粗大ごみ	569	611	576	573	539
集団回収* ³²	59	55	61	50	54
合計	53,628	52,797	51,088	49,401	47,341

(2) 家庭系ごみの排出量（ごみ種別）

ごみ種別の家庭系ごみ排出量の推移は、図 3-5 に示すとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物は全体的に減少傾向で推移しています。また、粗大ごみはほぼ横ばいで推移しています。

家庭系ごみ全体の排出量は、減少傾向で推移しています。

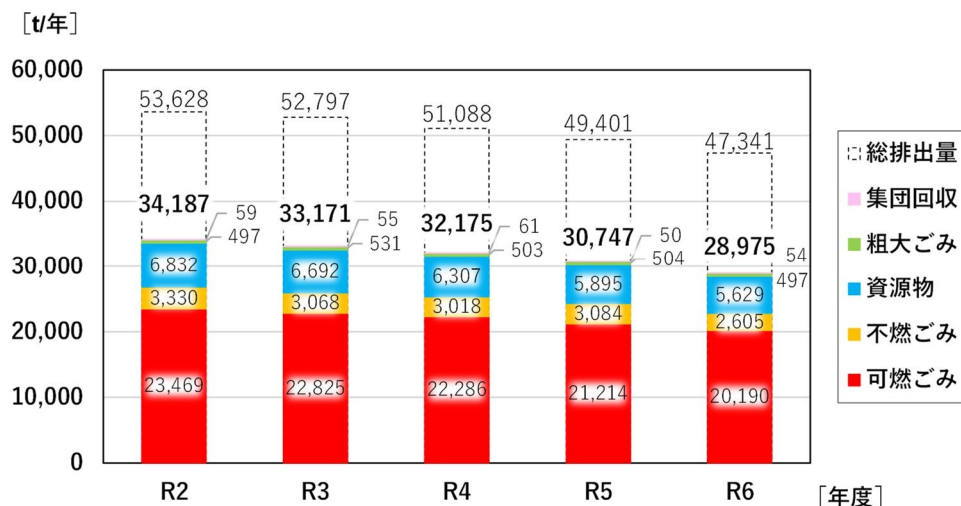


図 3-5 ごみ種別の家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみの排出量（ごみ種別）

ごみ種別の事業系ごみ排出量の推移は、図 3-6 に示すとおりです。

可燃ごみは、令和 4 年度にかけて微増しており、令和 5 年度以降はやや減少傾向で推移しています。

事業系ごみ全体の排出量は、令和 3 年度以降はやや減少傾向で推移しています。

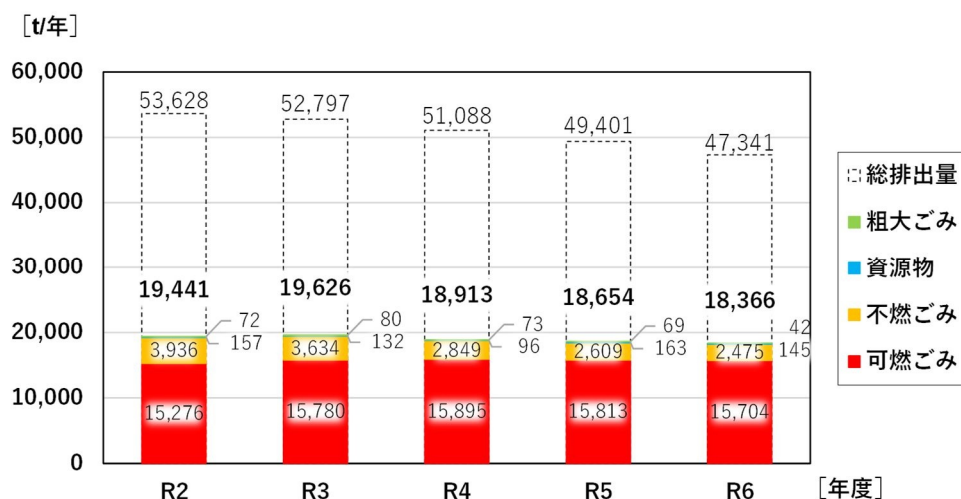


図 3-6 ごみ種別の事業系ごみ排出量の推移

3.2.2 ごみの組成^{*17}

令和 6 年度に実施したごみ組成調査の結果に基づく、家庭系ごみ及び事業系ごみの種類組成は、以下のとおりです。

(1) 家庭系ごみの種類組成

① 可燃ごみ

家庭系可燃ごみの種類組成は、図 3-7 に示すとおりです。

全体のうち、厨芥類は約 37%、紙類は約 38%、プラスチック類は約 8%を占めています。

家庭系可燃ごみには、資源物として分別可能な紙類及びプラスチック類等が約 21%、手付かずの食品等の食品ロスが約 6%含まれています。

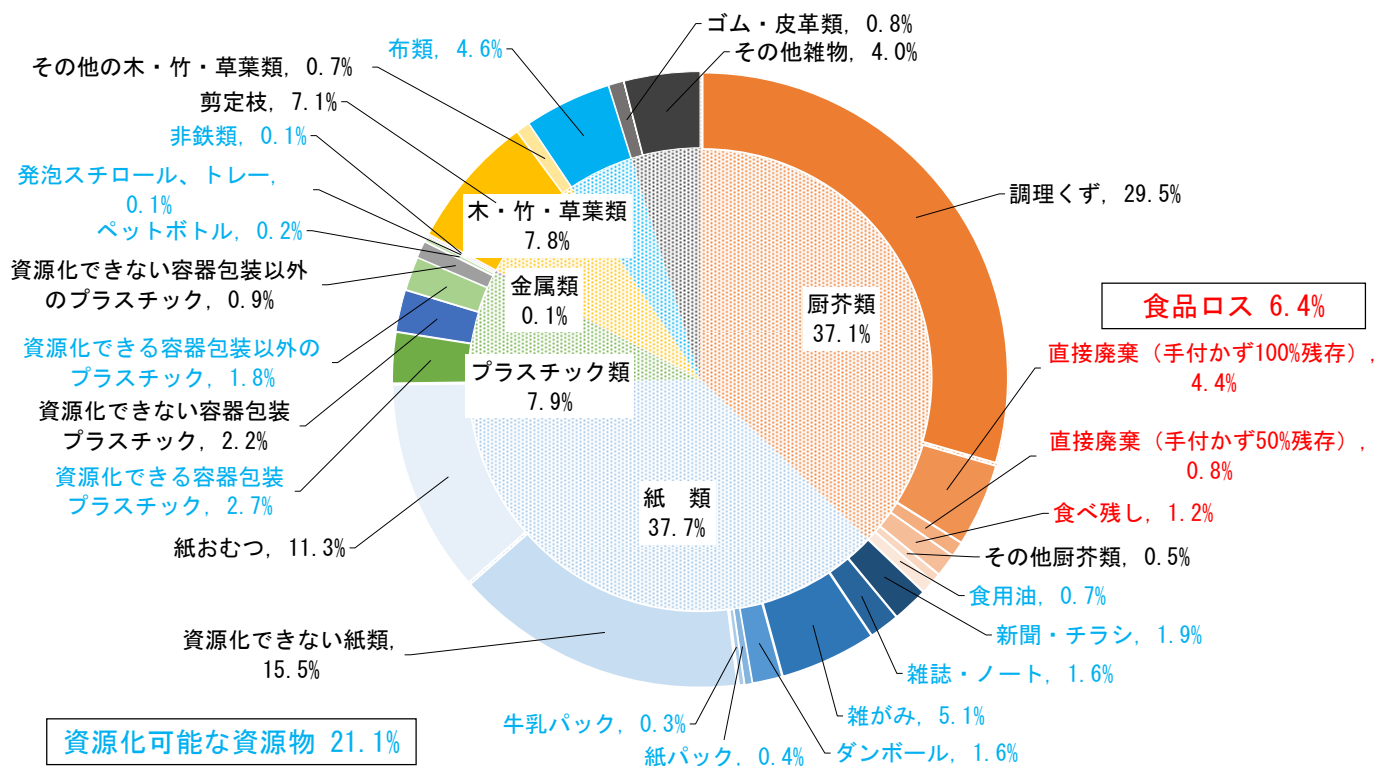


図 3-7 家庭系可燃ごみの種類組成

② 不燃ごみ

家庭系不燃ごみの種類組成は、図 3-8 に示すとおりです。

全体のうち、プラスチック類は約 26%、金属類は約 19%、小型家電は約 37%を占めています。

家庭系不燃ごみには、資源物として分別可能なプラスチック類及び金属類等が約 46%含まれています。

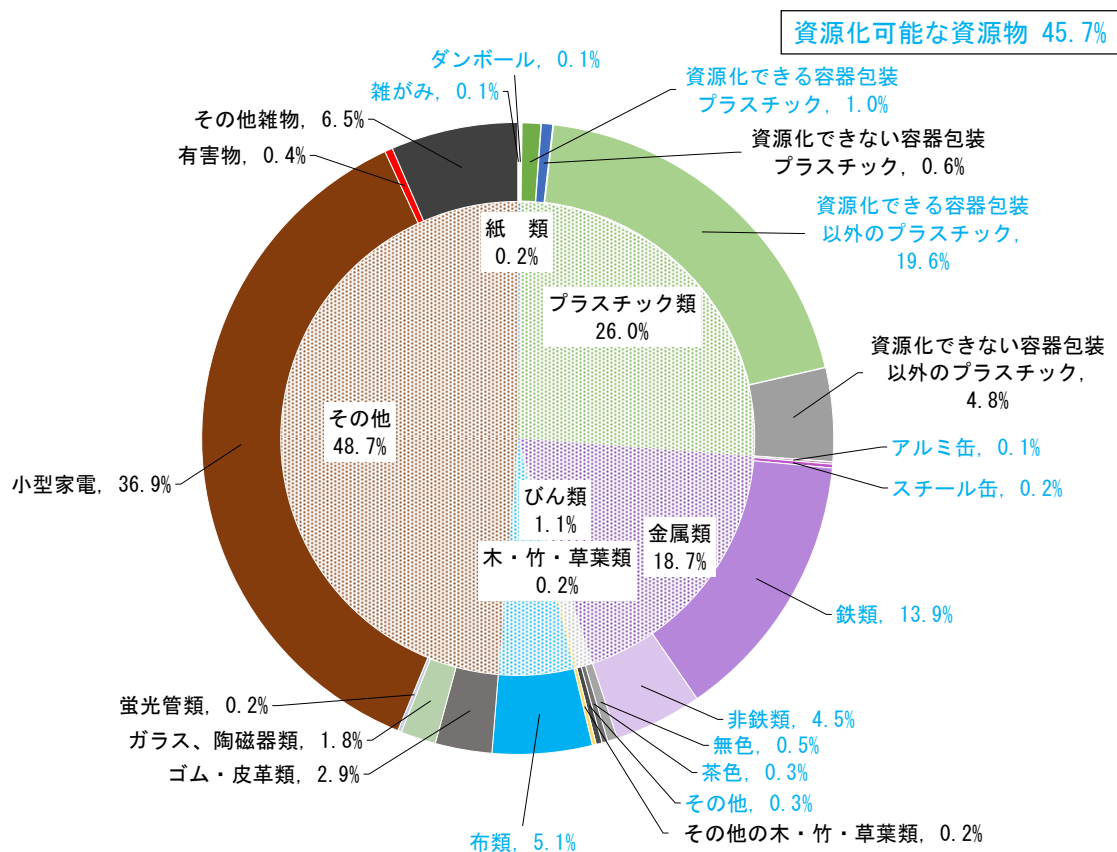


図 3-8 家庭系不燃ごみの種類組成

(2) 事業系ごみの種類組成

① 可燃ごみ

事業系可燃ごみの種類組成は、図 3-9 に示すとおりです。

全体のうち、厨芥類は約 23%、紙類は約 44%、プラスチック類は約 13%を占めています。

事業系可燃ごみには、資源物として分別可能な紙類及びプラスチック類等が約 43%、手付かずの食品等の食品ロスが約 19%含まれています。

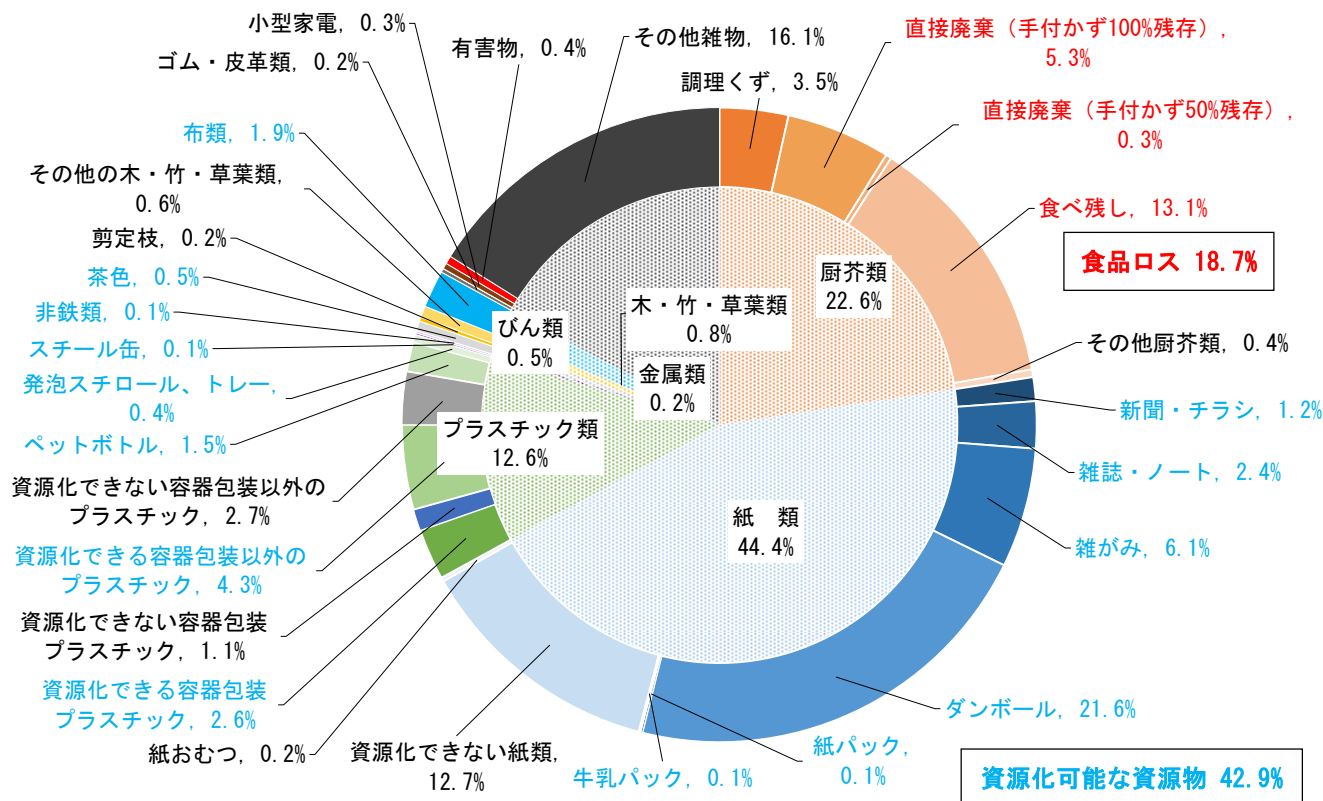


図 3-9 事業系可燃ごみの種類組成

② 不燃ごみ

事業系不燃ごみの種類組成は、図 3-10 に示すとおりです。

ただし、組成調査の際、尾道市クリーンセンターへの事業系不燃ごみの搬入が主に資源物（びん類等）であること、また因島リサイクルセンターへの事業系不燃ごみの搬入が 2 事業者からの直接持込のみと極めて少ないことから、事業系不燃ごみの種類組成は参考程度のものであります。

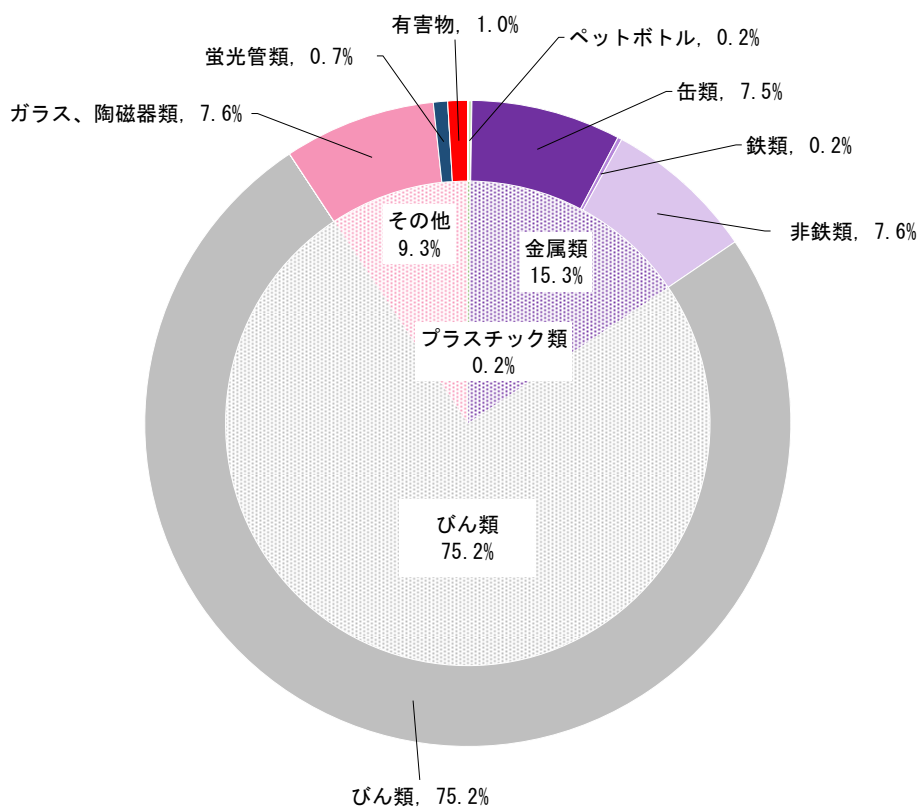


図 3-10 事業系不燃ごみの種類組成

3.2.3 ごみ排出量原単位*19

(1) 1人1日当たりのごみ総排出量

1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図3-11に示すとおりです。

1人1日当たりのごみ総排出量は、令和3年度以降は減少しているものの、全国平均や広島県平均よりも多く推移しています。

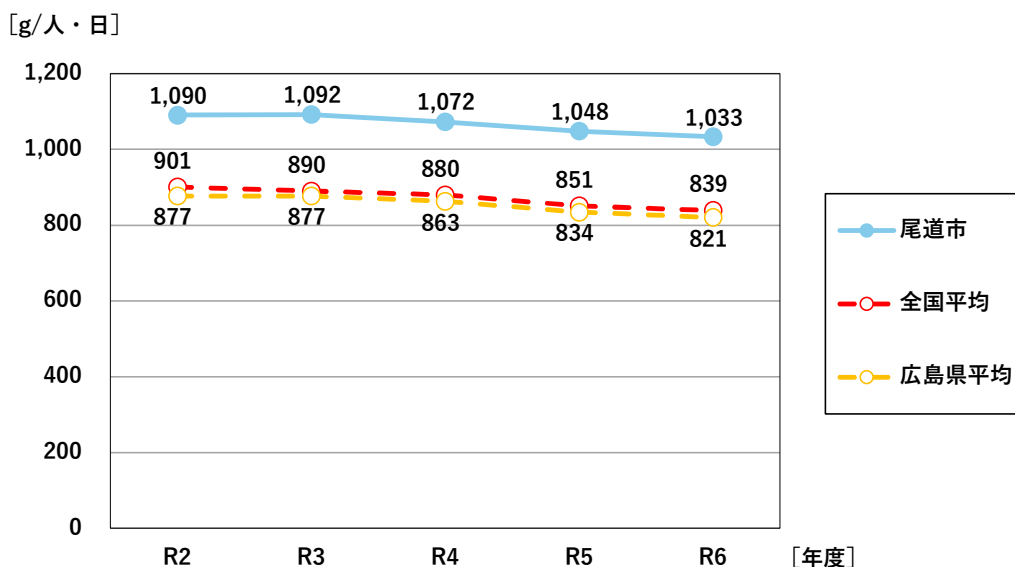


図3-11 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（ごみ種別）

ごみ種別の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移は、図3-12に示すとおりです。

1人1日当たりの可燃ごみ及び資源物排出量は、緩やかな減少傾向で推移しており、それ以外のごみについてはほぼ横ばいで推移しています。

家庭系ごみ全体の1人1日当たりの排出量は、緩やかな減少傾向で推移しています。

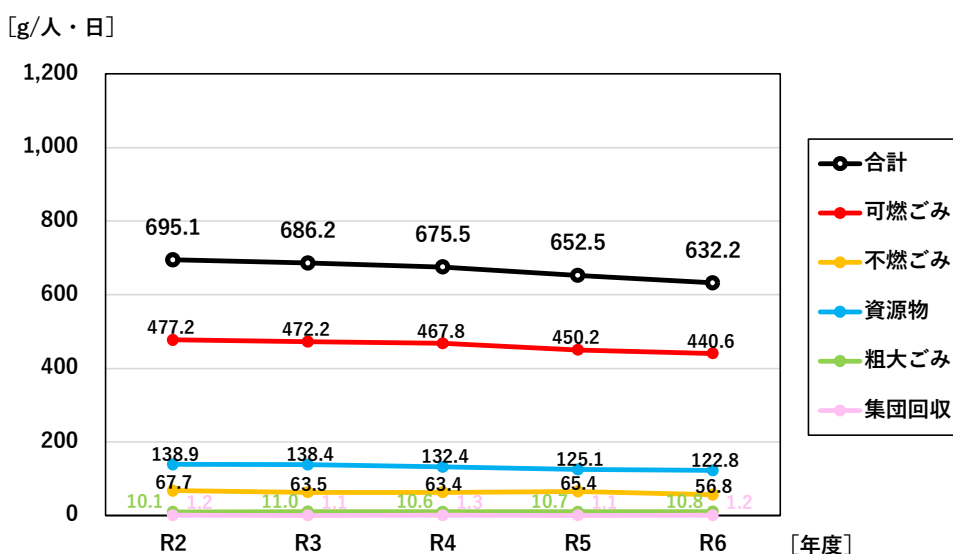


図3-12 ごみ種別の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

(3) 1 日当たりの事業系ごみ排出量（ごみ種別）

ごみ種別の 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図 3-13 に示すとおりです。

1 日当たりの可燃ごみ排出量は、令和 3 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

不燃ごみは、令和 2 年度以降は減少傾向で推移しています。

また、資源物と粗大ごみは横ばいで推移しています。

事業系ごみ全体の 1 日当たりの排出量は、令和 3 年度以降は緩やかな減少傾向で推移しています。

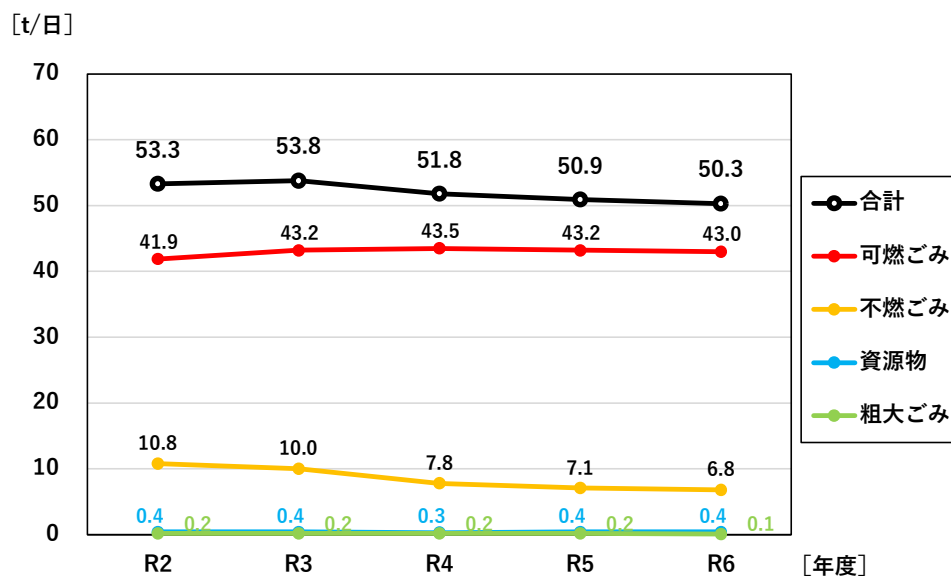
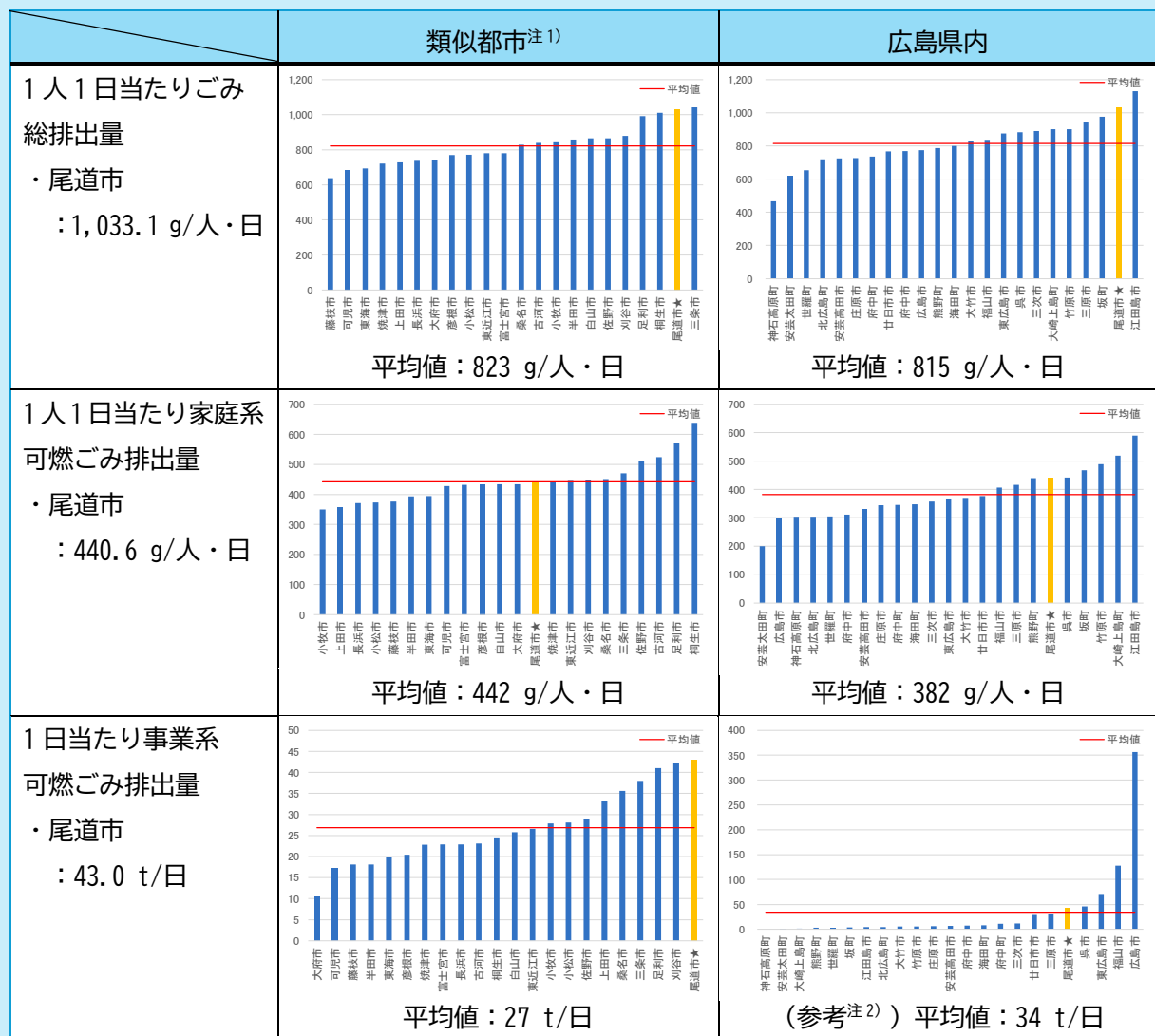


図 3-13 ごみ種別の 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移

補足資料①＜他都市との比較（ごみ排出量）＞

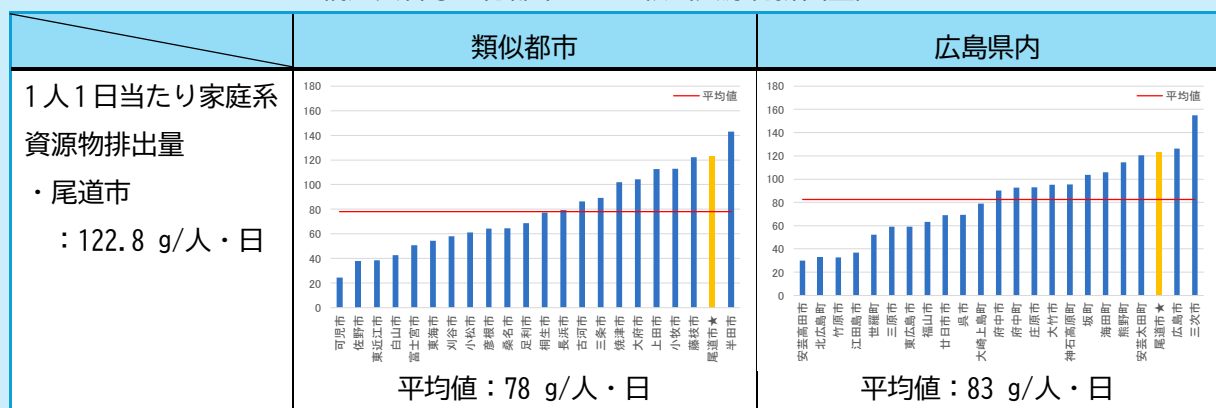


出典：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

注1) 環境省の令和5年度ごみ処理システム評価ツール（以下「評価ツール」という。）を用いて抽出した本市と同様の産業構造かつ同規模（人口9～16万人）の都市（以下、同様）。

注2) 1日当たり事業系可燃ごみ排出量は都市の規模に依存するため、県内の比較は参考扱いとします。

補足資料②＜他都市との比較（資源物排出量）＞



出典：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

3.2.4 中間処理

(1) 焼却処理

① 焼却処理量

焼却処理量の推移は、図 3-14 に示すとおりです。

本市で焼却処理^{*38}しているごみは、家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ及び破碎・選別処理施設等で発生する可燃性残渣に大別され、そのうち 90%以上を可燃ごみが占めています。

焼却処理量全体は減少傾向で推移していますが、その中でも事業系可燃ごみは、ほぼ横ばいで推移しています。

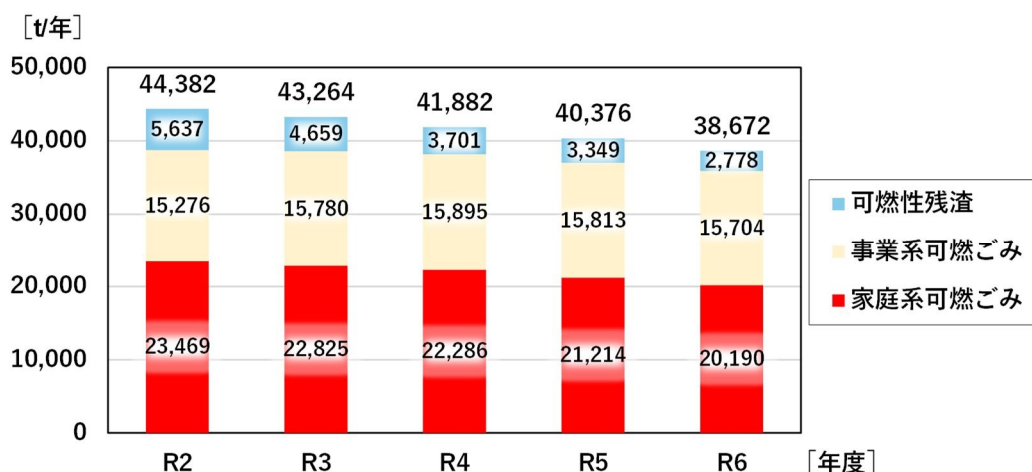


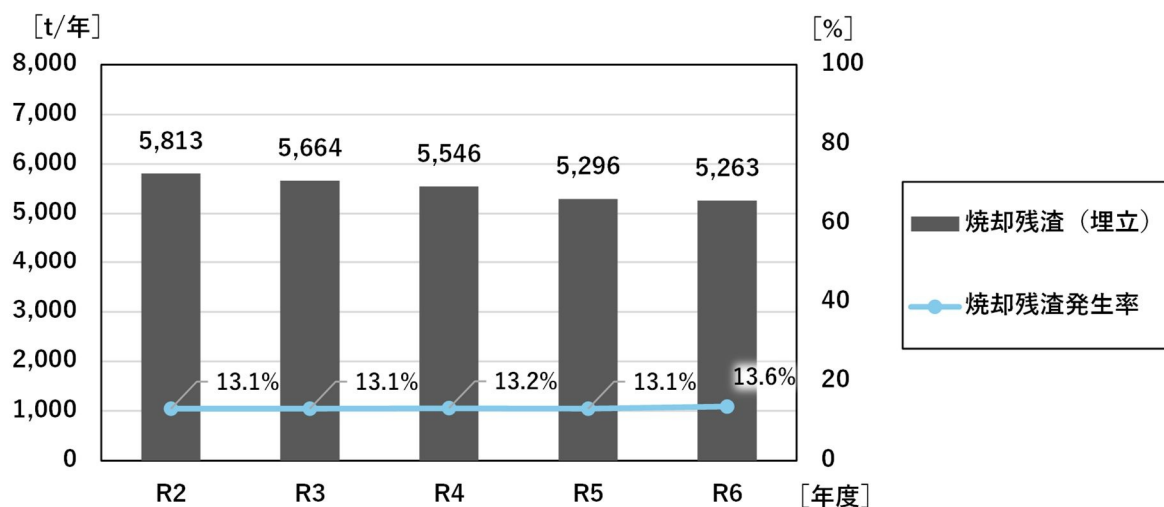
図 3-14 焼却処理量の推移

② 焼却残渣発生量及び焼却残渣発生率

焼却残渣発生量及び発生率の推移は、図 3-15 に示すとおりです。

焼却残渣発生量は、焼却処理量と同様に減少傾向で推移しています。

また、焼却残渣発生率は、ほぼ横ばいで推移しています。



※焼却残渣発生率＝焼却残渣÷焼却処理量

図 3-15 焼却残渣発生量及び焼却残渣発生率の推移

(2) 破碎・選別処理

破碎・選別処理量(残渣・資源化別)の推移は、図 3-16 及び表 3-9 に示すとおりです。

破碎・選別処理量は、減少傾向で推移しています。

内訳を見ると、破碎・選別処理の不燃性残渣はほぼ横ばいで、可燃性残渣及び資源化は減少傾向で推移しています。

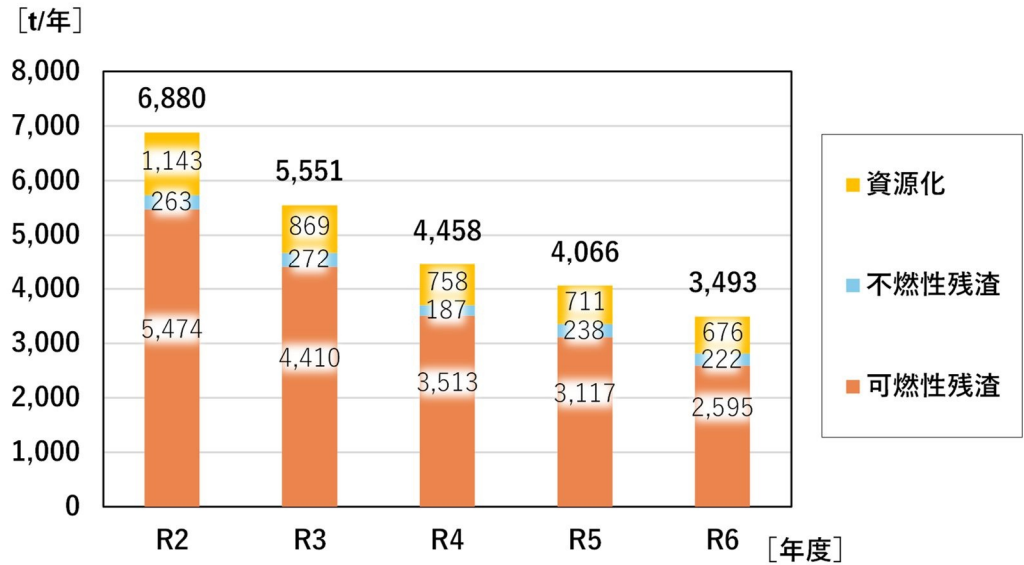


図 3-16 破碎・選別処理量(残渣・資源化別)の推移

表 3-9 破碎・選別処理量(残渣・資源化別)の推移

単位: t/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
可燃性残渣	5,474	4,410	3,513	3,117	2,595
不燃性残渣	263	272	187	238	222
資源化	1,143	869	758	711	676
合計	6,880	5,551	4,458	4,066	3,493

(3) 容器包装プラスチック処理

容器包装プラスチック処理量（残渣・資源化別）の推移は、図 3-17、表 3-10 に示すとおりです。

容器包装プラスチック処理量は、令和 3 年度以降は緩やかな減少傾向で推移しています。

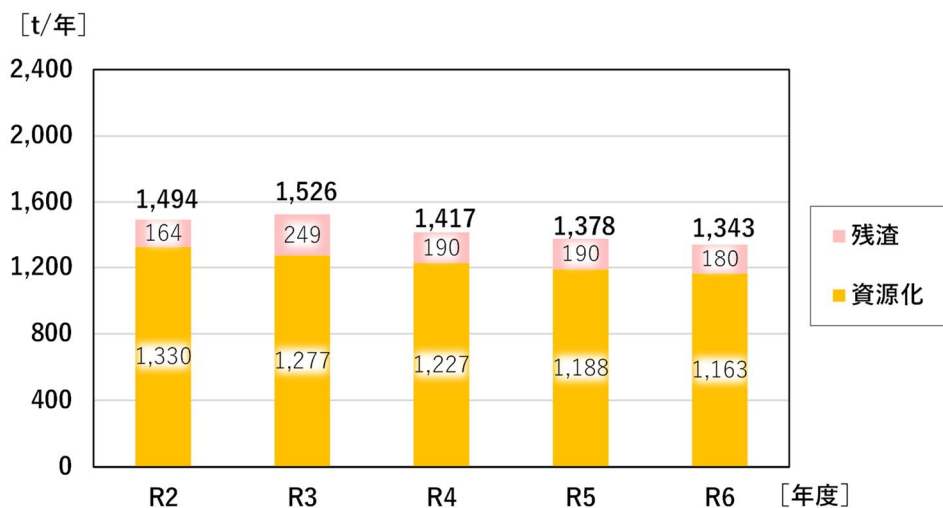


図 3-17 容器包装プラスチック処理量（残渣・資源化別）の推移

表 3-10 容器包装プラスチック処理量（残渣・資源化別）の推移

単位：t/年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
残渣	164	249	190	190	180
資源化	1,330	1,277	1,227	1,188	1,163
合計	1,494	1,526	1,417	1,378	1,343

3.2.5 資源化量等

(1) 総資源化量・リサイクル率

総資源化量*⁴⁶ 及びリサイクル率*⁶²の推移は、図 3-18 及び表 3-11 に示すとおりです。
資源化量は紙類が最も多く、次いで容器包装プラスチックが多くなっています。
総資源化量は減少傾向で、リサイクル率はほぼ横ばいで推移しています。

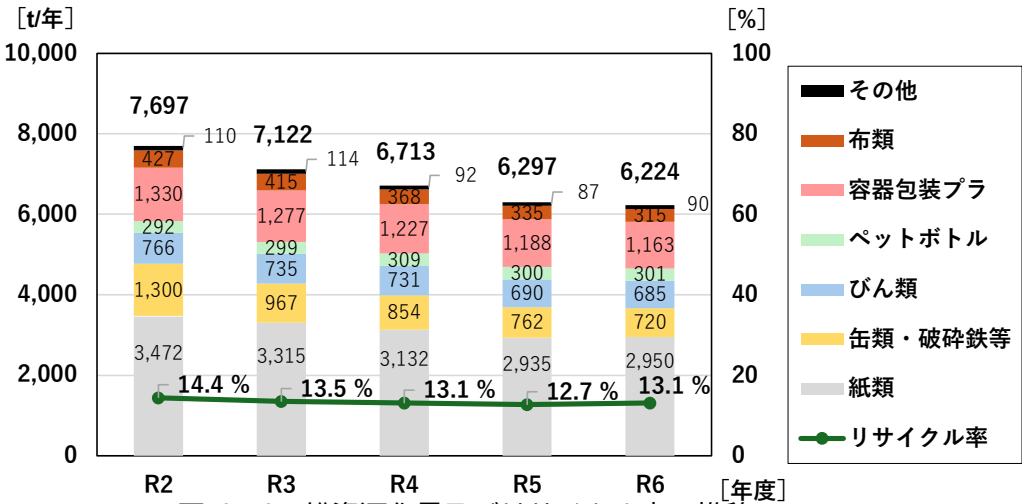
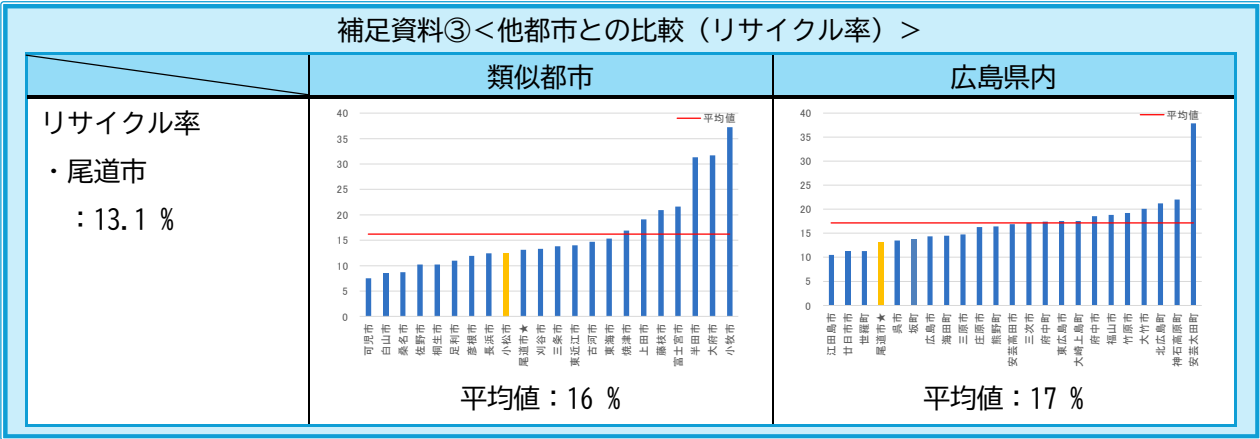


図 3-18 総資源化量及びリサイクル率の推移

表 3-11 総資源化量及びリサイクル率の推移

	単位：t/年				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総資源化量	7,697	7,122	6,713	6,297	6,224
紙類	3,472	3,315	3,132	2,935	2,950
缶類・破碎鉄等	1,300	967	854	762	720
びん類	766	735	731	690	685
ペットボトル	292	299	309	300	301
容器包装プラ	1,330	1,277	1,227	1,188	1,163
布類	427	415	368	335	315
その他	110	114	92	87	90
リサイクル率 ^{注)} [%]	14.4	13.5	13.1	12.7	13.1

注) リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量



出典：一般廃棄物処理実態調査（令和 6 年度）

3.2.6 最終処分

最終処分量及び最終処分率^{*23}の推移は、図 3-19 及び表 3-12 に示すとおりです。

最終処分量全体の推移は、焼却残渣発生量の推移と同様に減少傾向にあります。最終処分率はほぼ横ばいで推移しています。

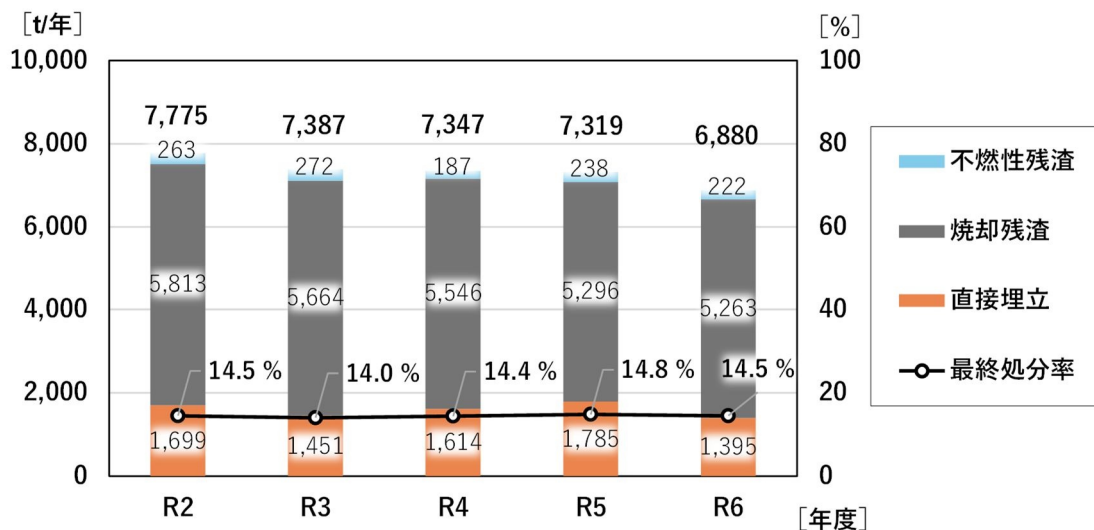


図 3-19 最終処分量及び最終処分率の推移

表 3-12 最終処分量及び最終処分率の推移

単位：t/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量	7,775	7,387	7,347	7,319	6,880
直接埋立	1,699	1,451	1,614	1,785	1,395
焼却残渣	5,813	5,664	5,546	5,296	5,263
不燃性残渣	263	272	187	238	222
最終処分率 ^{注)} [%]	14.5	14.0	14.4	14.8	14.5

注) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

3.2.7 ごみ処理経費

ごみ処理経費*¹⁴の推移は、図 3-20 及び表 3-13 に示すとおりです。

ごみ処理経費は、令和 3 年度以降は増加傾向で推移しています。

また、1 人当たり及び 1t 当たりの処理経費も同様に、令和 3 年度以降は増加傾向で推移しています。

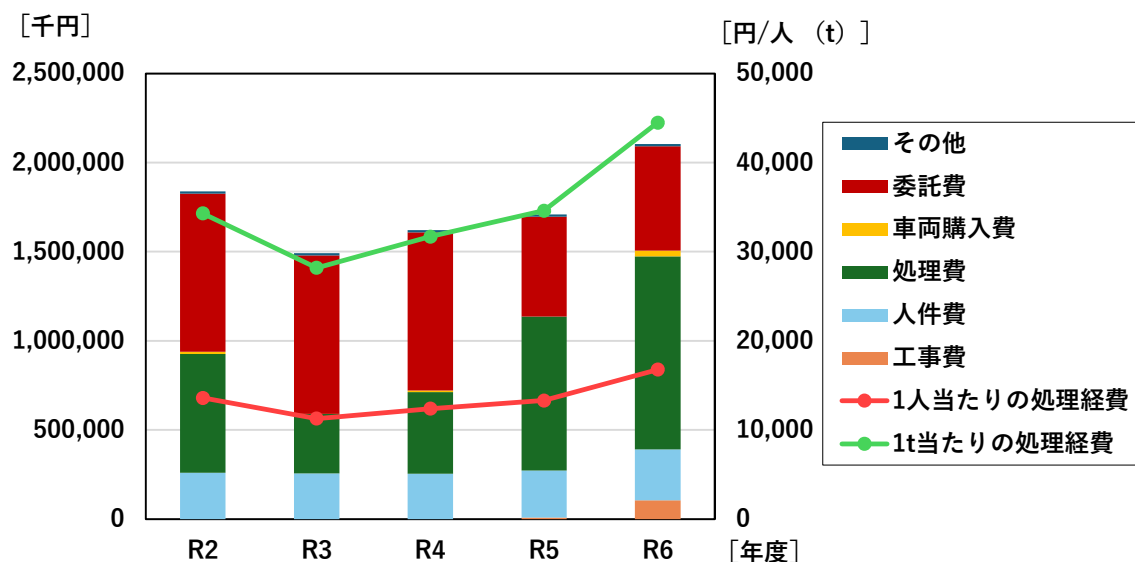


図 3-20 ごみ処理経費の推移

表 3-13 ごみ処理経費の推移

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ごみ処理経費	千円	1,839,098	1,490,620	1,620,327	1,709,915	2,104,385
工事費	千円	0	0	0	8,371	106,911
人件費	千円	260,366	256,662	255,236	264,838	283,856
処理費	千円	666,915	333,817	458,353	864,389	1,083,072
車両購入費	千円	12,619	80	7,206	0	32,990
委託費 ^{注 1)}	千円	886,125	887,892	887,230	559,760	585,040
その他	千円	13,073	12,169	12,302	12,557	12,516
1 人当たりの処理経費 ^{注 2)}	円/人	13,600	11,300	12,400	13,300	16,800
1t 当たりの処理経費 ^{注 2)}	円/t	34,300	28,200	31,700	34,600	44,500

注 1) 令和 5 年度から処理費と委託費の算出方法を見直している。

注 2) 1 人当たり及び 1t 当たりの処理経費は 100 円未満を四捨五入

3.3 ごみ排出量の将来推計（現状趨勢^{*10}）

3.3.1 ごみ排出量の推計手順

ごみ排出量の将来推計^{*39}の手順は、図 3-21 に示すとおりです。

家庭系ごみは、直近5ヶ年（令和2年度～令和6年度）の実績値を基に、トレンド推計法^{*51}により、排出量原単位（1人1日当たりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

人口については、本市では「尾道市総合計画（後期基本計画）（令和4年3月）」（以下「総合計画」という。）において、将来の目標人口を推計しています。

人口の推計値は総合計画を基本としましたが、総合計画における推計値は5年毎の値であるため、その間の年度の推計値は前後の推計値の変化を年平均して算出しました。

事業系ごみ及び集団回収ごみは、トレンド推計法により排出量原単位（1日当たりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを推計値としました。

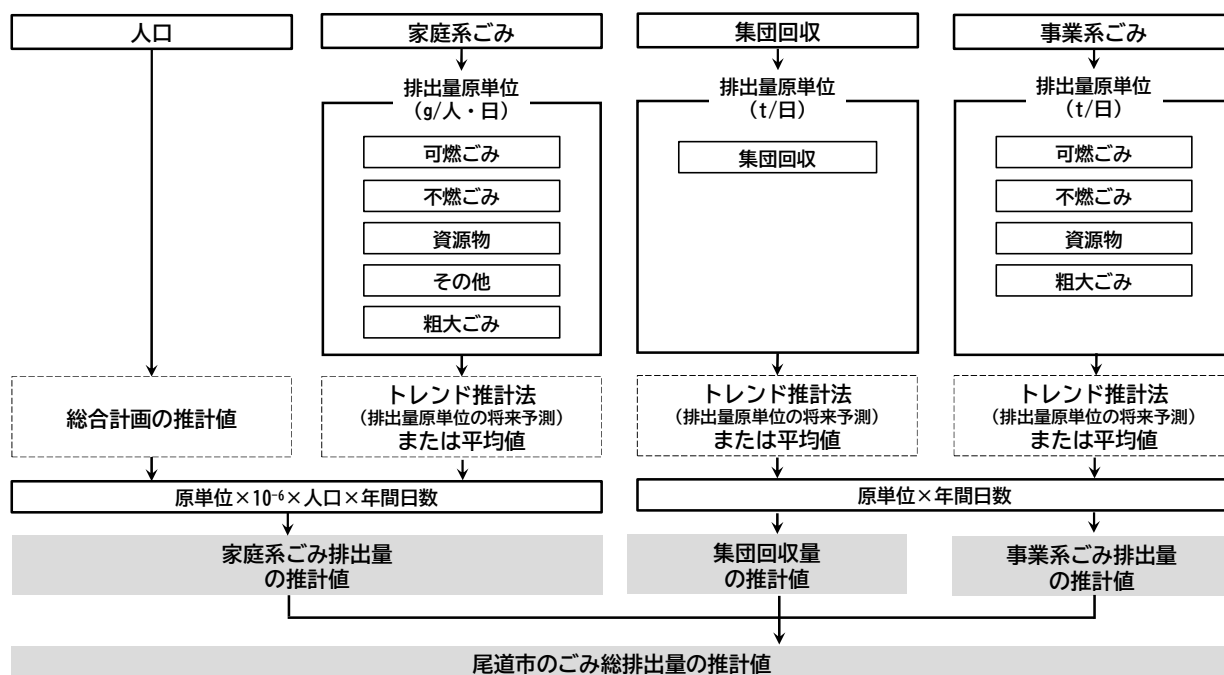
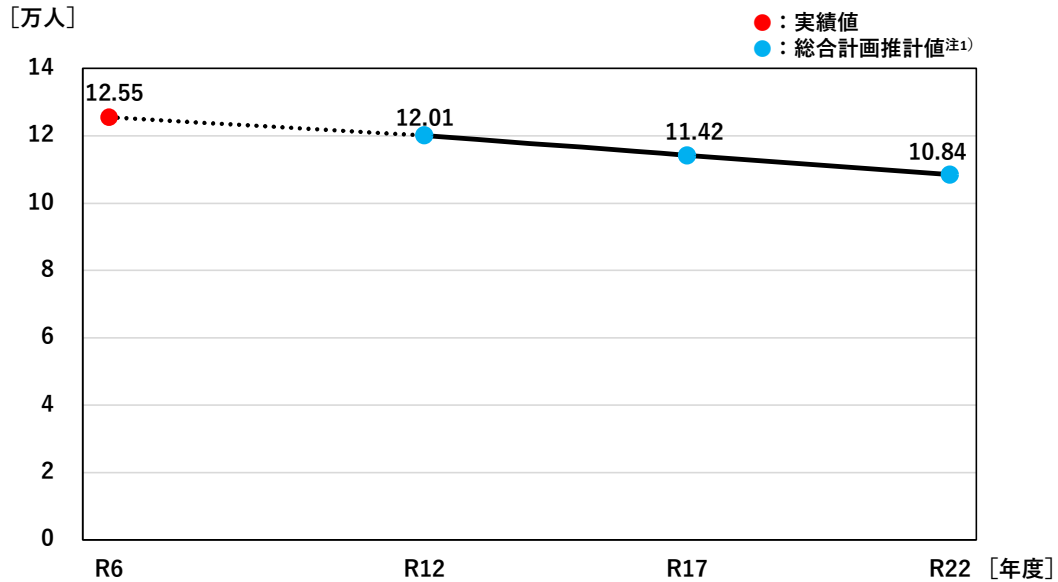


図 3-21 ごみ排出量の将来推計の手順

3.3.2 人口の将来推計

本市の人口の推計結果は、図 3-22 に示すとおりです。

本市の人口は、令和 6 年度の 12.55 万人に対し、目標年度である令和 22 年度は 10.84 万人（約 13.6%減少）と見込まれます。



注 1) 出典：尾道市総合計画（後期基本計画）（令和 4 年 3 月）

注 2) 令和 7 年度の総合計画推計値は、令和 6 年度実績値を上回るため、本推計では採用せず、令和 6 年度人口～令和 12 年度推計人口の間で平均按分した。

図 3-22 人口の推計結果

3.3.3 ごみ排出量の将来推計（現状趨勢）

(1) ごみ排出量原単位

① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推計結果は、図 3-23 及び表 3-14 に示すとおりです。

家庭系ごみのうち、可燃ごみ及び資源物は減少、粗大ごみ及び不燃ごみは、ほぼ横ばいで推移する見込みです。

家庭系ごみ全体の1人1日当たりの排出量は、減少傾向で推移する見込みです。

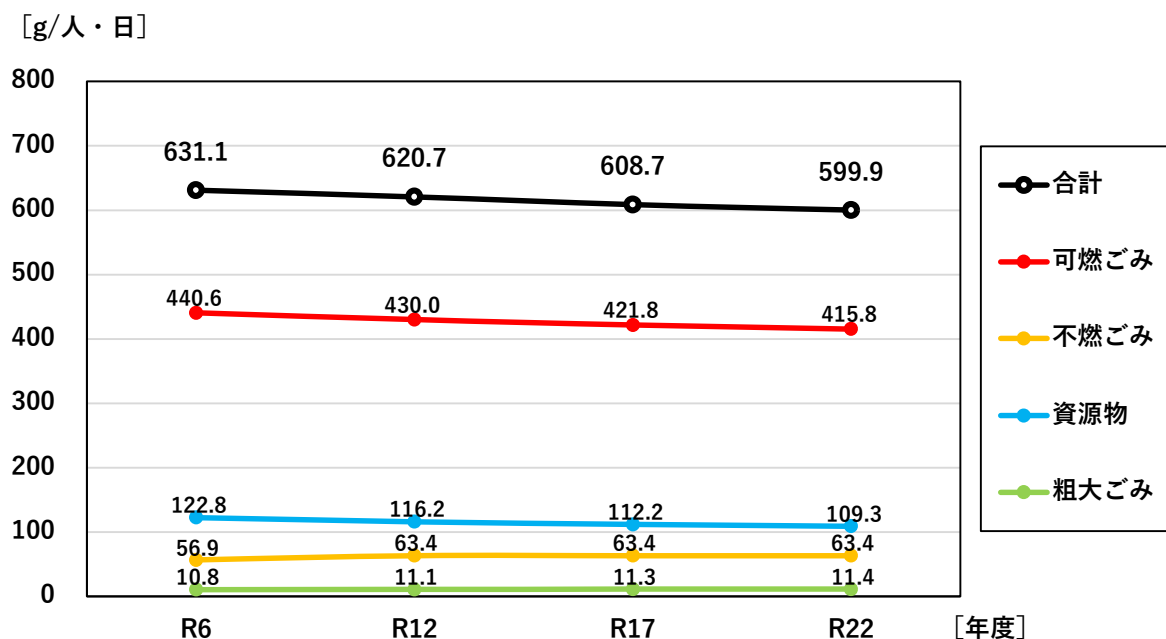


図 3-23 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推計結果

表 3-14 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推計結果

単位：g/人・日

	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (推計値)	令和17年度 (推計値)	令和22年度 (推計値)
可燃ごみ	440.6	430.0	421.8	415.8
不燃ごみ	56.9	63.4	63.4	63.4
資源物	122.8	116.2	112.2	109.3
粗大ごみ	10.8	11.1	11.3	11.4
合計	631.1	620.7	608.7	599.9

② 1 日当たりの事業系ごみ排出量

1 日当たりの事業系ごみ排出量の推計結果は、図 3-24 及び表 3-15 に示すとおりです。

事業系ごみのうち、可燃ごみは緩やかな増加傾向、不燃ごみは減少傾向、資源物及び粗大ごみは横ばいで推移する見込みです。

事業系ごみ全体の 1 日当たりの排出量は、ほぼ横ばいで推移する見込みです。

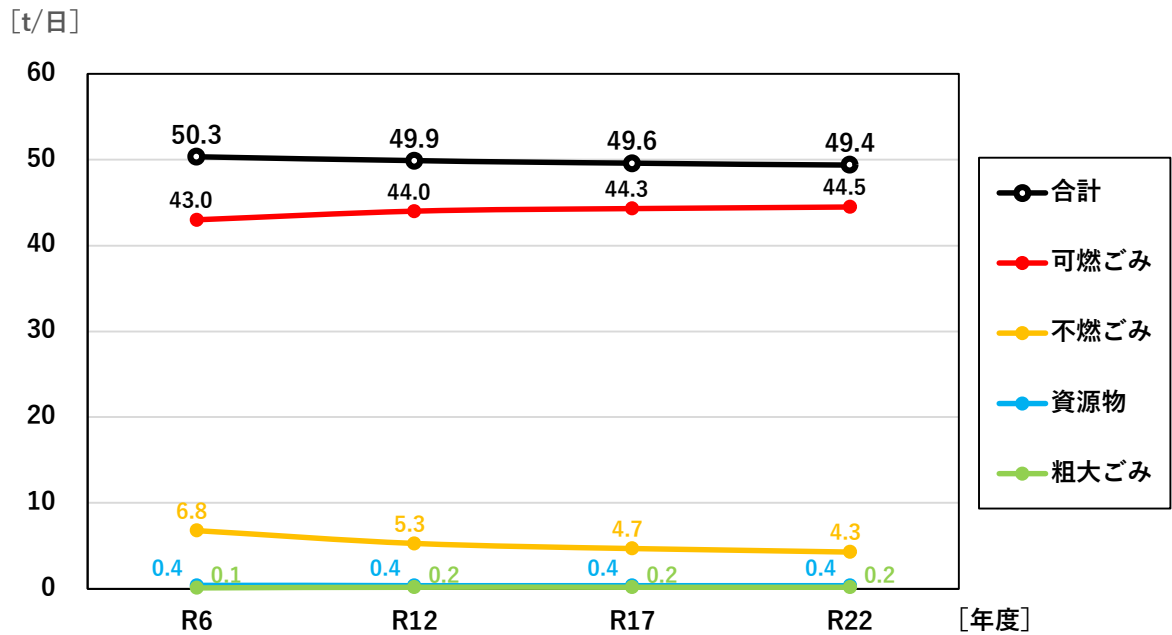


図 3-24 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推計結果

表 3-15 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推計結果

単位：t/日

	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (推計値)	令和 17 年度 (推計値)	令和 22 年度 (推計値)
可燃ごみ	43.0	44.0	44.3	44.5
不燃ごみ	6.8	5.3	4.7	4.3
資源物	0.4	0.4	0.4	0.4
粗大ごみ	0.1	0.2	0.2	0.2
合計	50.3	49.9	49.6	49.4

(2) ごみ排出量

① 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推計結果は、図 3-25 及び表 3-16 に示すとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物は減少傾向で推移する見込みです。

また、家庭系ごみ全体の排出量は、減少傾向で推移する見込みです。

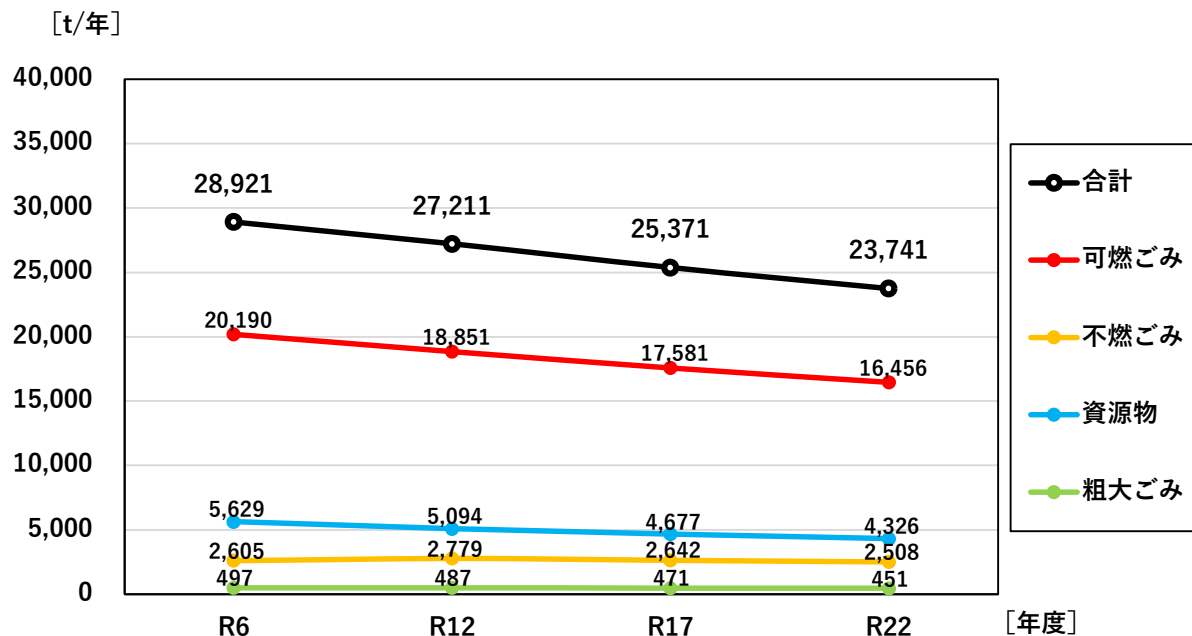


図 3-25 家庭系ごみ排出量の推計結果

表 3-16 家庭系ごみ排出量の推計結果

単位：t/年

	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (推計値)	令和 17 年度 (推計値)	令和 22 年度 (推計値)
可燃ごみ	20,190	18,851	17,581	16,456
不燃ごみ	2,605	2,779	2,642	2,508
資源物	5,629	5,094	4,677	4,326
粗大ごみ	497	487	471	451
合計	28,921	27,211	25,371	23,741

② 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推計結果は、図 3-26 及び表 3-17 に示すとおりです。

可燃ごみの排出量は緩やかな増加傾向で推移することが見込まれますが、不燃ごみは減少傾向、資源物及び粗大ごみは横ばいで推移する見込みです。

事業系ごみ全体の排出量は、ほぼ横ばいで推移する見込みです。

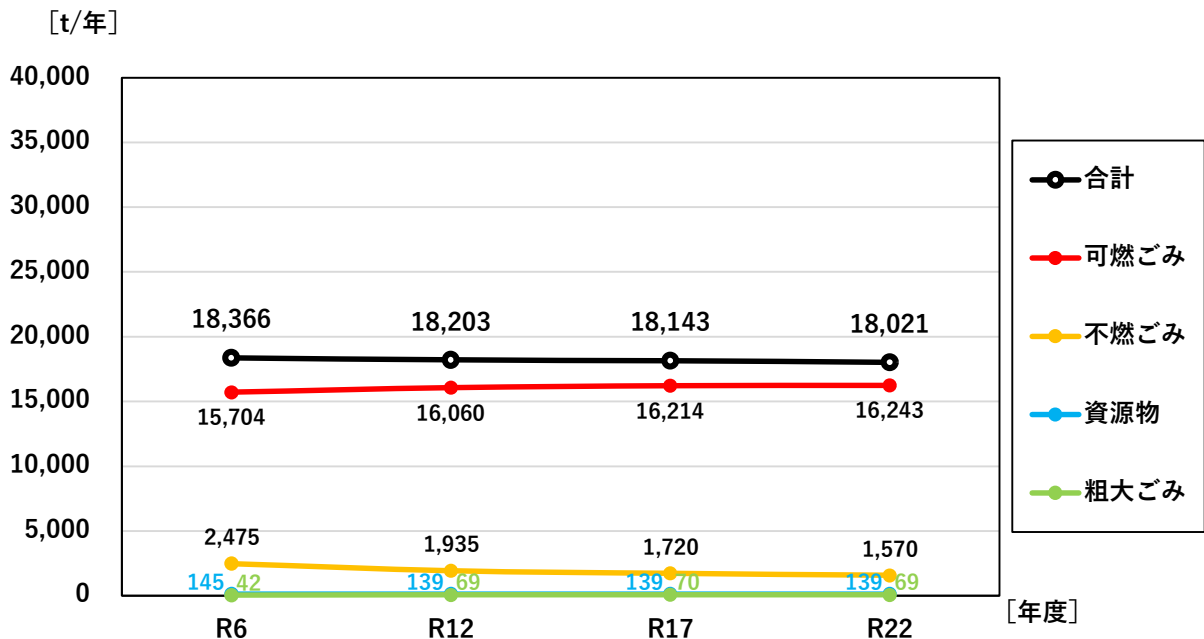


図 3-26 事業系ごみ排出量の推計結果

表 3-17 事業系ごみ排出量の推計結果

単位：t/年

	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (推計値)	令和 17 年度 (推計値)	令和 22 年度 (推計値)
可燃ごみ	15,704	16,060	16,214	16,243
不燃ごみ	2,475	1,935	1,720	1,570
資源物	145	139	139	139
粗大ごみ	42	69	70	69
合計	18,366	18,203	18,143	18,021

③ ごみ総排出量（ごみ種別）

ごみ種別のごみ総排出量の推計結果は、図 3-27 及び表 3-18 に示すとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び粗大ごみはいずれも減少傾向で推移する見込みです。

ごみ総排出量は、減少傾向で推移する見込みです。

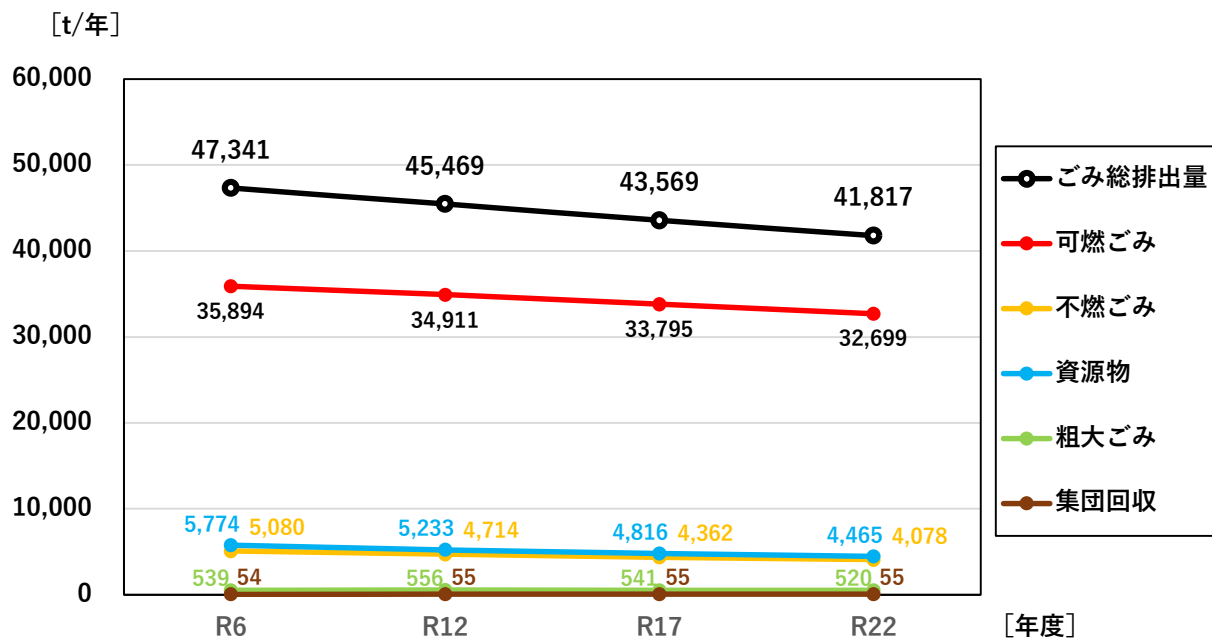


図 3-27 ごみ種別のごみ排出量の推計結果

表 3-18 ごみ種別のごみ排出量の推計結果

単位：t/年

	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (推計値)	令和 17 年度 (推計値)	令和 22 年度 (推計値)
可燃ごみ	35,894	34,911	33,795	32,699
不燃ごみ	5,080	4,714	4,362	4,078
資源物	5,774	5,233	4,816	4,465
粗大ごみ	539	556	541	520
集団回収	54	55	55	55
合計	47,341	45,469	43,569	41,817

（3）前計画の目標値を基準とした評価

前計画において、ごみ排出量等の削減目標等を設定しており、現状趨勢で推移した場合の目標達成の見込みを評価しました。前計画における目標値及び達成見込みは、表 3-19 に示すとおりです。

前計画における目標指標のうち、「1 日当たりの事業系可燃ごみ排出量」は、令和 6 年度時点で既に目標を達成していますが、今後、緩やかに増加していく見込みであることに留意が必要です。

また、その他の目標指標については、目標年度においてその目標値を達成することが困難な見込みです。

表 3-19 前計画における目標の達成見込み

指標	目標	令和 6 年度実績	達成見込 (令和 7 年度現状趨勢推計値)
1 人 1 日当たりの 家庭系可燃ごみ 排出量	令和 7 年度までに 400.6 g/人・日	440.6 g/人・日	達成困難 (443.3 g/人・日)
1 日当たりの 事業系可燃ごみ 排出量	令和 7 年度までに 43.87 t/日	43.0 t/日	達成可能 (43.6 t/日)
リサイクル率	令和 7 年度までに 20 %	13.1 %	達成困難 (13.0 %)
最終処分率	令和 7 年度までに 14 %	14.5 %	達成困難 (14.6 %)

3.4 課題の抽出

3.4.1 ごみ排出量

○家庭系、事業系可燃ごみの排出抑制

- ・家庭系可燃ごみは、排出量及び 1 人 1 日当たりの排出量ともに減少する見込みです。
- ・しかし、家庭系可燃ごみには資源化可能な資源物が混入しているとともに、広島県の平均 1 人 1 日当たりの排出量を上回っています。

参照：図 3-7 (p.21)、図 3-11 (p.25)、図 3-23 (p.36)、図 3-25 (p.38)

- ・事業系可燃ごみ排出量は増加する見込みです。
- ・また、家庭系可燃ごみと同様、事業系可燃ごみにも資源化可能な資源物が混入しているとともに、令和 6 年度実績において類似都市の平均 1 日当たりの排出量を上回っています。

参照：図 3-9 (p.23)、補足資料① (p.27)、図 3-26 (p.39)

○可燃ごみへの食品ロスの混入

- ・家庭系可燃ごみには約 6%、事業系可燃ごみには約 19%の食品ロスが混入しています。

参照：図 3-7 (p.21)、図 3-9 (p.23)

- ・令和元年 10 月には食品ロス削減推進法が施行され、本市においても食品ロスの削減が求められています。

3.4.2 リサイクル

○リサイクル率の伸び悩み

- ・リサイクル率は、直近 5 ヶ年においてほぼ横ばいで推移しており、また令和 6 年度実績において類似都市及び広島県の平均値を下回っています。

参照：補足資料③（p.31）、図 3-18（p.31）

○可燃ごみ・不燃ごみへの資源物混入

- ・1 人 1 日当たり家庭系資源物排出量は、令和 6 年度実績において類似都市及び広島県の平均値を上回っており、今後は緩やかな減少傾向で推移する見込みです。

参照：補足資料①（p.27）、図 3-23（p.36）

- ・しかし、家庭系可燃ごみには資源化可能な紙類及びプラスチック類等、不燃ごみには資源化可能なプラスチック類及び金属類等が混入しています。

参照：図 3-7（p.21）、図 3-8（p.22）

- ・また、事業系可燃ごみには資源化可能な紙類及びプラスチック類等が混入しています。

参照：図 3-9（p.23）

3.4.3 中間処理

○ごみ処理施設の老朽化

- ・令和 7 年度末時点で、尾道市クリーンセンター（焼却施設）は稼働開始から 32 年、因瀬クリーンセンターは 35 年が経過します。
- ・また、尾道市クリーンセンター（焼却施設）は先進的設備導入推進工事で、因瀬クリーンセンターは基幹的設備改良工事で計画していた延命化期間をそれぞれ令和 16 年度、令和 14 年度に迎えることになります。
- ・さらに、焼却施設以外のごみ処理施設も、老朽化が進行しています。

参照：図 3-1（p.15）

3.4.4 最終処分

○残余容量の減少

- ・尾道市原田最終処分場の残余容量は約 96,000m³、因島一般廃棄物最終処分場の残余容量は約 29,000m³であり、最終処分量が現状趨勢で推移した場合、尾道市原田最終処分場及び因島一般廃棄物最終処分場は令和 22 年度に埋立終了となる見込みです。

参照：図 3-1 (p.15)

3.4.5 その他

○ごみ処理経費の増加

- ・ごみ処理経費は増加傾向にあり、今後、ごみ処理施設の老朽化に伴いさらに維持管理費の増加によるごみ処理経費の増大が懸念されます。

参照：図 3-20 (p.33)

○未解体のまま残存する旧焼却施設等

- ・向島クリーンセンター、御調清掃センター及び旧尾道市ごみ焼却処理施設の旧焼却施設が未解体のまま残存しています。

参照：3.1.3 項本文 (p.16)

第 4 章 基本理念・基本方針及び目標

4.1 基本理念・基本方針

本計画により定める本市のごみ処理に係る基本理念及び基本方針は、以下のとおりです。

基 本 理 念

「協働でごみ減量と資源化推進のまち おのみち」

★基本方針 1：4R の推進

行政・市民・事業者の役割分担と連携・協働のもと、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)を推進することで、ごみ排出量・ごみ処理量の削減に努めます。

また、取組の強化と新たな資源化品目の拡充により、循環型社会の形成を目指します。

★基本方針 2：啓発活動の推進

市民や事業者が環境問題・ごみ問題に関心を持つことで、身近な取組により、ライフスタイルや事業活動の変革が進むよう、啓発活動に努めます。

多様な媒体や手法を活用した情報発信により環境意識の向上を図るとともに、ごみ処理の現状について理解を深める機会を提供します。

★基本方針 3：協働体制の構築

本市が一体となってごみ処理課題に取り組むためには、行政・事業者・各種団体・地域コミュニティ等の各主体がそれぞれの役割を担いつつ、協働で事業を進めていくことが重要です。

各主体間の連携を強化し、参加・協働が推進されるように情報共有の仕組みづくりや体制の構築を行い、一体となった取組により循環型社会の実現を目指します。

★基本方針 4：ごみの適正処理

収集運搬・中間処理・最終処分の各段階において、法令等で定められた基準を遵守したごみの適正処理^{*18}を継続するとともに、ごみ中間処理施設等の安全かつ安定的な運営管理に努めます。

また、処理困難物や危険物の適正排出・分別徹底に向けた啓発を行い、事故や支障発生の未然防止を図ります。

★基本方針 5：安定的で効率的な処理体制の確立

今後の社会情勢の変化や高齢社会におけるごみ処理事業のあり方について、市民の利便性及び環境に配慮した安定した処理体制の確立と事業の効率化を推進します。

また、継続的なごみ中間処理体制の検討・整備及び継続的な最終処分体制の確保、適正な費用負担の検討など、持続可能な処理体制の構築を図ります。

4.2 目標

本計画で定める数値目標は、以下のとおりです。

また、中間目標年度を含めた数値目標は、表 4-1 に示すとおりです。

令和 22 年度までに、以下の数値目標の達成を目指します。		
① 1 人 1 日当たり家庭系可燃ごみ排出量	<u>361 g/人・日以下</u>	(令和 6 年度比 -18.1%)
② 1 日当たり事業系可燃ごみ排出量	<u>36 t/日以下</u>	(令和 6 年度比 -16.3%)
③ リサイクル率	<u>17 %以上</u>	(令和 6 年度比 +3.9pt.)
④ 最終処分量	<u>5,176 t/年以下</u>	(令和 6 年度比 -24.8%)

表 4-1 中間目標を含む数値目標

目標指標	単位	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (中間目標①)	令和 17 年度 (中間目標②)	令和 22 年度 (最終目標)	
						令和 6 年度比
① 1 人 1 日当たり 家庭系可燃ごみ排出量	g/人・日	440.6	422	369	361	(-18.1%)
② 1 日当たり 事業系可燃ごみ排出量	t/日	43.0	39	36	36	(-16.3%)
③ リサイクル率	%	13.1	15	16	17	(+3.9pt.)
④ 最終処分量	t/年	6,880	6,225	5,475	5,176	(-24.8%)

第 5 章 目標達成に向けた取組

5.1 市民・事業者・市（行政）の役割

基本理念・基本方針に基づき、各主体が担うべき役割は以下のとおりです。

5.1.1 市民の役割

市民は、快適な生活環境を維持し、持続可能な循環型社会を形成していくため、一人ひとりが日常生活の中でごみ問題への関心を高め、主体的に行動することが期待されます。

特に、日々の暮らしの中で、安易にごみを排出する生活行動をできるだけ取らないようごみの発生抑制や製品の再利用につながる行動を意識するとともに、分別ルールを理解や資源物の分別排出に努めます。

5.1.2 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴い、廃棄物の「排出者」としての責任を有するとともに、「生産者」としても、製品等が使用され廃棄物となった後まで環境負荷の低減に配慮する「拡大生産者責任（EPR）^{*3}」を担う存在です。

産業廃棄物と一般廃棄物を明確に区分し、法令に従って廃棄物を適正に処理するとともに、事業活動のあらゆる段階で廃棄物の発生抑制と資源化に努め、ごみ問題の解決に向けた積極的な取組とともに、地域社会の一員として循環型社会構築への貢献が求められます。

5.1.3 市（行政）の役割

市（行政）は、廃棄物処理の統括的な責任を負う主体として、市民・事業者によるごみの減量化・資源化の取組を促進します。

また、社会情勢の変化に対応しつつ、施設の計画的な維持管理や、収集・運搬・処理業務を安定的かつ効率的に実施し、将来にわたり持続可能な処理体制の構築に努めます。

ごみの減量化・資源化については、情報提供や環境学習の機会を充実させるとともに、地域でのごみ問題に取り組む活動を支え、社会全体の資源循環の推進に努めます。

5.2 推進する取組

本計画の目標達成に向け、基本方針に基づき、以下のとおり取り組みます。

★基本方針 1：4R の推進

取組	概要
4R の推進	4R の推進を図るため、分別ガイドブック・SNS 等で分別ルールの理解や資源物の分別排出、資源循環についての情報発信に努め、市民や事業者にはそれぞれの立場でごみの発生抑制、資源化に向けた行動を促します。
食品ロスの削減	「30・10運動」 ^{*27} 、フードドライブ ^{*53} 、「まちかどフードパントリー尾道」 ^{*59} 事業を進め、食品の無駄な廃棄を減らし、発生抑制につなげます。
生ごみの水切り排出の励行	生ごみの水切りの効果を分かりやすく周知のうえ、排出を励行し、ごみ重量や悪臭、収集・処理負荷の軽減を図ります。
製品プラスチックの分別・資源化	プラスチックの資源循環を強化するため、製品プラスチックの分別収集体制・処理ルートを検討します。
家庭系ごみの減量化・資源化のさらなる促進	より円滑な分別排出の仕組みづくりのため、地域のごみ集積場管理や「再資源化等推進事業」として資源物回収を行っている地域団体等へのサポートを継続します。 また、ごみの排出にあたって、家庭系ごみの有料化など、減量につながる新たな手法を検討します。
事業系ごみの減量化・資源化のさらなる促進	ホームページや展開検査等で一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確に示すとともに、分別・資源化の徹底など、事業者には自らの責任による適正処理を求めます。 また、減量化・資源化をより促進するため、処理原価や負担の公平性を踏まえて、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討します。

★基本方針 2：啓発活動の推進

取組	概要
ごみの減量化等の啓発	ごみの減量化、分別、資源化、また食品ロス削減のポイントを市民や事業者に対して啓発することで、日常生活や業務での実践につなげます。 また、子どもたちに向けた環境リサイクル教室を実施し、「分別戦隊エコレンジャー」 ^{*58} による「ごみ減量化」の呼びかけ活動を継続して行います。
門前清掃	「門前清掃の日」の設定などで清掃活動を呼びかけ、家庭や事業所には自宅・店舗周辺の清掃を習慣化してもらうことで、地域の環境美化とごみの減量化意識の向上につなげます。
ごみ処理施設の見学	ごみ処理施設の見学や体験学習の機会を整え、市民や事業者には参加を呼びかけることで、ごみ処理の実態理解と減量化・分別への主体的な取組を促します。

★基本方針 3：協働体制の構築

取組	概要
協働体制の構築	尾道市廃棄物減量等推進審議会を開催し、委員からの意見を聴取して、各取組の進捗管理・改善に活かします。 そのほか、ごみの減量化・資源化の啓発にあたって、地域コミュニティ、商工団体ほか各種団体等との一層の連携を検討します。

★基本方針 4：ごみの適正処理

取組	概要
適正処理困難物等への対応	ごみ処理の支障となる適正処理困難物の混入を防ぐため、排出者には分別ルールへの遵守を求め、収集・運搬者等には指導や啓発を行います。 リチウムイオン電池^{*63}を含む充電式電池や在宅医療廃棄物^{*24}など、処理に注意を要する廃棄物については、分別ガイドブック等で正しい分別について周知し、適切な排出を促します。
不法投棄 ^{*56} の防止	環境指導員によるパトロールや監視カメラの設置、市民や事業者には通報や自らの土地管理を促すことで、不法投棄の発生を抑えます。

★基本方針 5：安定的で効率的な処理体制の確立

取組	概要
環境負荷の少ない収集・運搬	収集ルート効率化やエコドライブなど環境配慮型の収集運搬を推進し、収集に伴う環境負荷とコストの低減を図ります。
ごみの排出が困難な方への支援	地域での見守りや支援を損なうことなく、ふれあい収集^{*57}などごみ出し支援制度を福祉部門と連携して検討・実施します。
継続的なごみ中間処理体制の検討・整備	ごみの減量化・資源化の取組を進めながら、施設の老朽化状況や今後のごみ排出量の見通しを踏まえ、令和 17 年度の移行を目安にした、ごみ中間処理体制のあり方や施設整備を検討します。
継続的な最終処分体制の確保	ごみの減量化・資源化の推進によって最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図るとともに、令和 22 年度に埋立終了が見込まれる尾道市原田最終処分場及び因島一般廃棄物最終処分場の代替となる次期最終処分場の検討・整備を進めるなど、新たな最終処分体制への移行に向けて検討・整備を進め、継続的な最終処分体制を確保します。

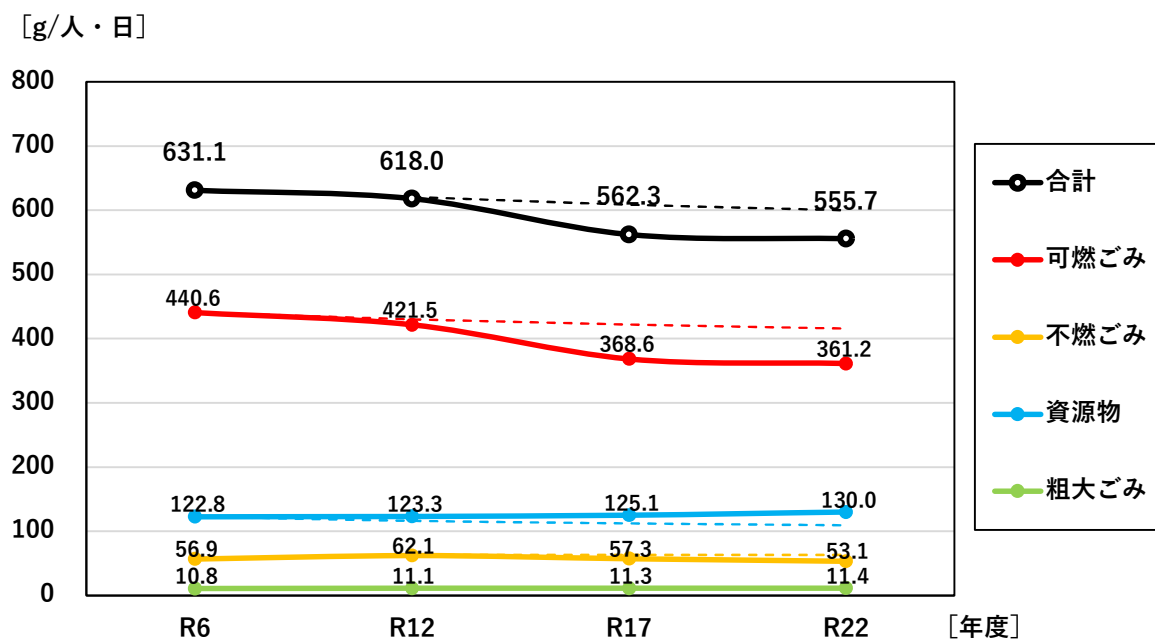
5.3 取組による目標達成時のごみ排出量の将来推計

現状趨勢の将来推計に対し、基本方針に基づいた取組の実施による目標達成時の将来推計結果を以下に示します。

5.3.1 ごみ排出量原単位

(1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標達成時の将来推計は、図 5-1 及び表 5-1 のとおりです。



※破線は現状趨勢の将来推計

図 5-1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推計結果

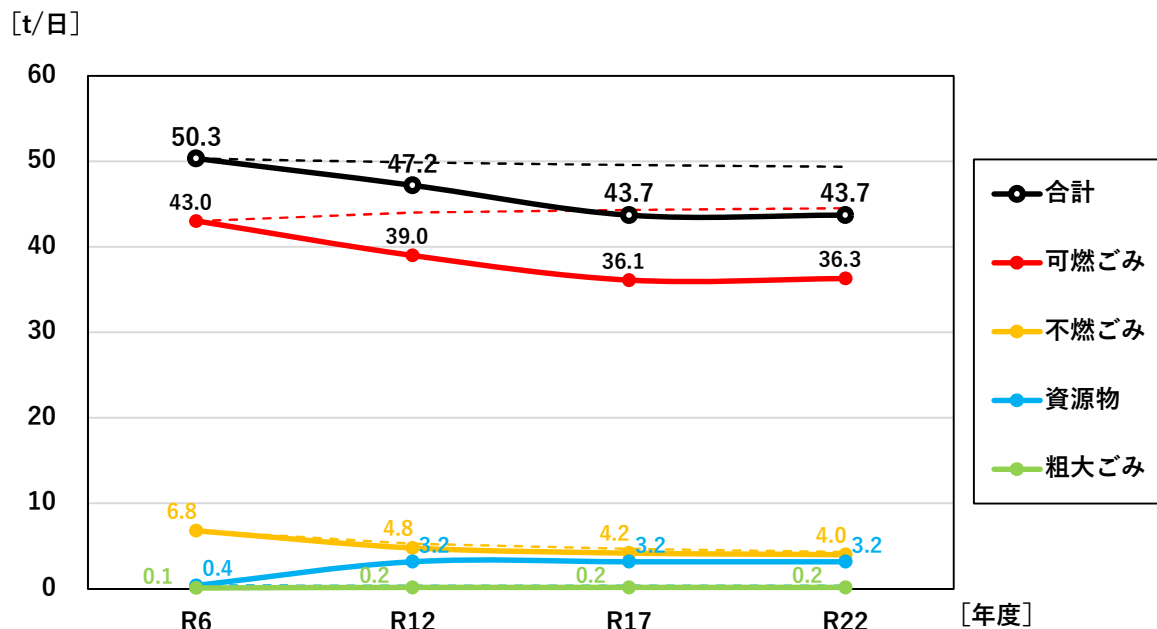
表 5-1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推計結果

単位：g/人・日

	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (推計値)	令和 17 年度 (推計値)	令和 22 年度 (推計値)
可燃ごみ	440.6	421.5	368.6	361.2
不燃ごみ	56.9	62.1	57.3	53.1
資源物	122.8	123.4	125.1	130.0
粗大ごみ	10.8	11.1	11.3	11.4
合計	631.1	618.0	562.3	555.7

(2) 1 日当たりの事業系ごみ排出量

1 日当たりの事業系ごみ排出量の目標達成時の将来推計は、図 5-2 及び表 5-2 のとおりです。



※破線は現状趨勢の将来推計

図 5-2 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推計結果

表 5-2 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推計結果

単位：t/日

	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (推計値)	令和 17 年度 (推計値)	令和 22 年度 (推計値)
可燃ごみ	43.0	39.0	36.1	36.3
不燃ごみ	6.8	4.8	4.2	4.0
資源物	0.4	3.2	3.2	3.2
粗大ごみ	0.1	0.2	0.2	0.2
合計	50.3	47.2	43.7	43.7

5.3.2 ごみ総排出量

ごみ総排出量の推計結果は、図 5-3 及び図 5-4 並びに表 5-3 に示すとおりです。

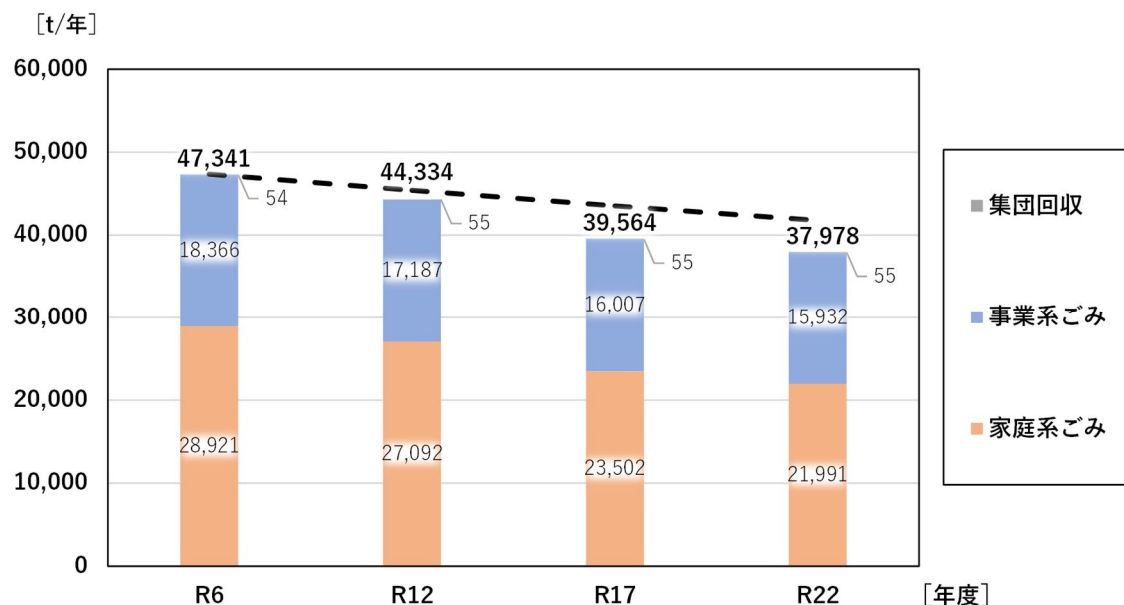


図 5-3 ごみ総排出量の推計結果

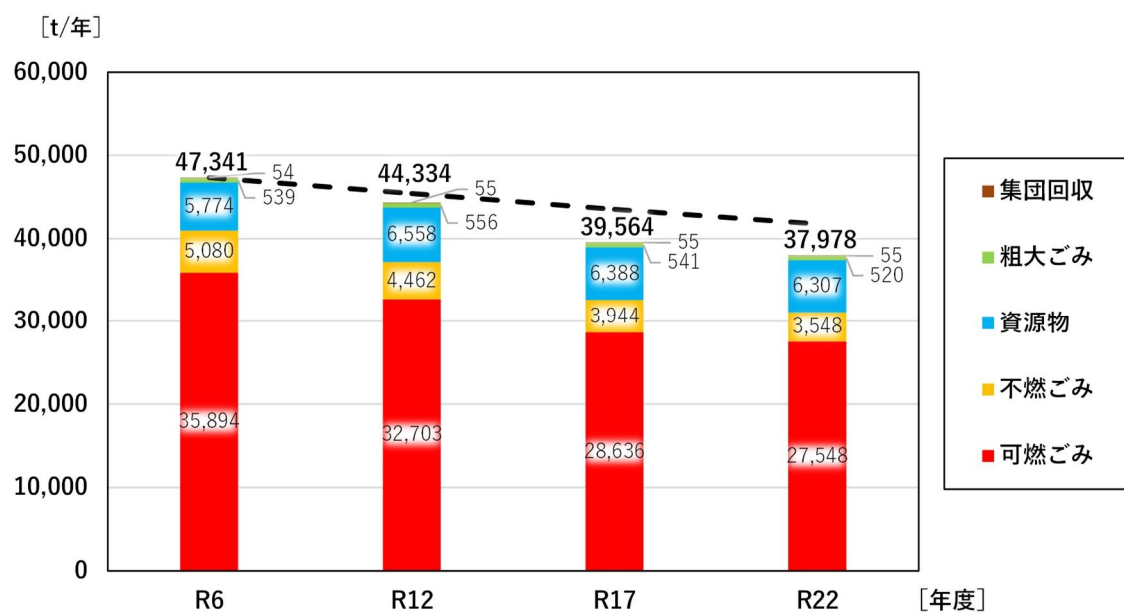


図 5-4 ごみ種別の排出量の推計結果

表 5-3 ごみ総排出量の推計結果

単位：t/年

	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (推計値)	令和 17 年度 (推計値)	令和 22 年度 (推計値)
家庭系ごみ A	28,921	27,092	23,502	21,991
可燃ごみ	20,190	18,478	15,407	14,296
不燃ごみ	2,605	2,720	2,396	2,099
資源物	5,629	5,407	5,228	5,145
粗大ごみ	497	487	471	451
事業系ごみ B	18,366	17,187	16,007	15,932
可燃ごみ	15,704	14,225	13,229	13,252
不燃ごみ	2,475	1,742	1,548	1,449
資源物	145	1,151	1,160	1,162
粗大ごみ	42	69	70	69
合 計 A+B	47,287	44,279	39,509	37,923
可燃ごみ	35,894	32,703	28,636	27,548
不燃ごみ	5,080	4,462	3,944	3,548
資源物	5,774	6,558	6,388	6,307
粗大ごみ	539	556	541	520
集団回収 C	54	55	55	55
ごみ総排出量 (A+B+C)	47,341	44,334	39,564	37,978

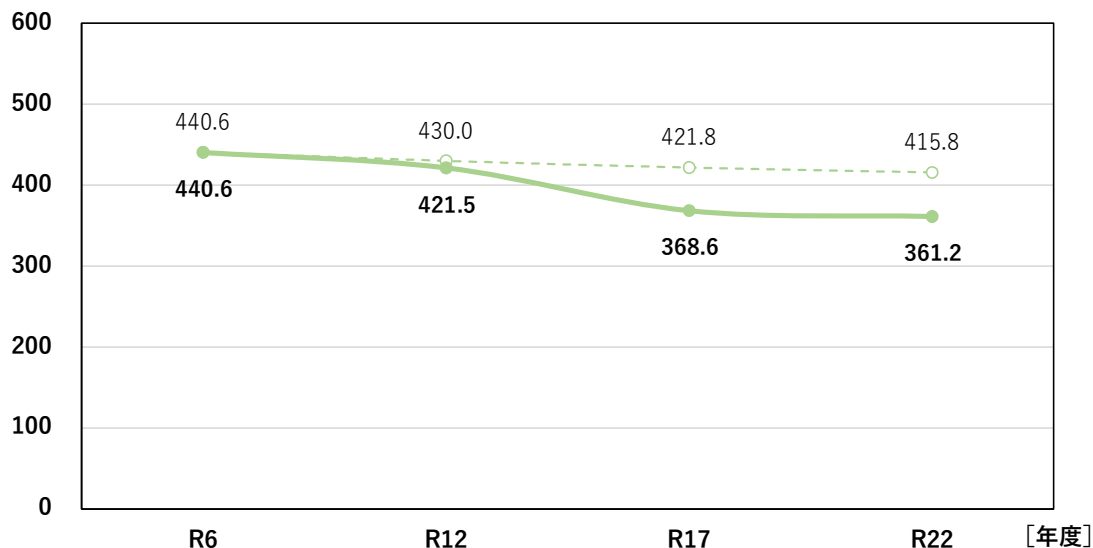
5.3.3 目標指標

目標達成時の各目標指標の推計結果は、図 5-5～図 5-8 に示すとおりです。

ごみの減量化・資源化に係る取組の推進により、以下のとおり目標を達成することを目指します。

(1) 1人1日当たり家庭系可燃ごみ排出量

[g/人・日]

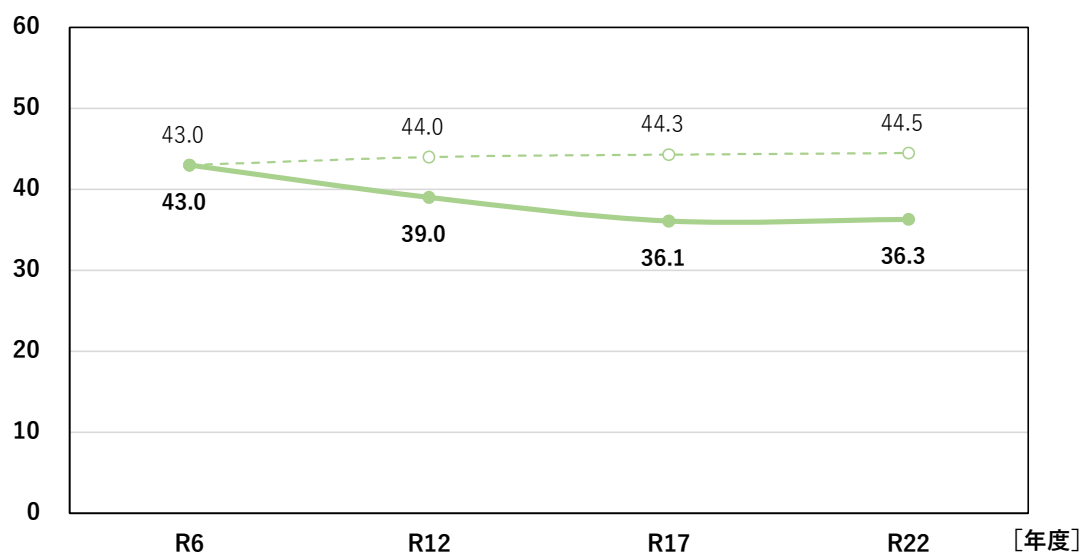


※破線は現状趨勢の将来推計

図 5-5 1人1日当たり家庭系可燃ごみ排出量の推計結果

(2) 1日当たり事業系可燃ごみ排出量

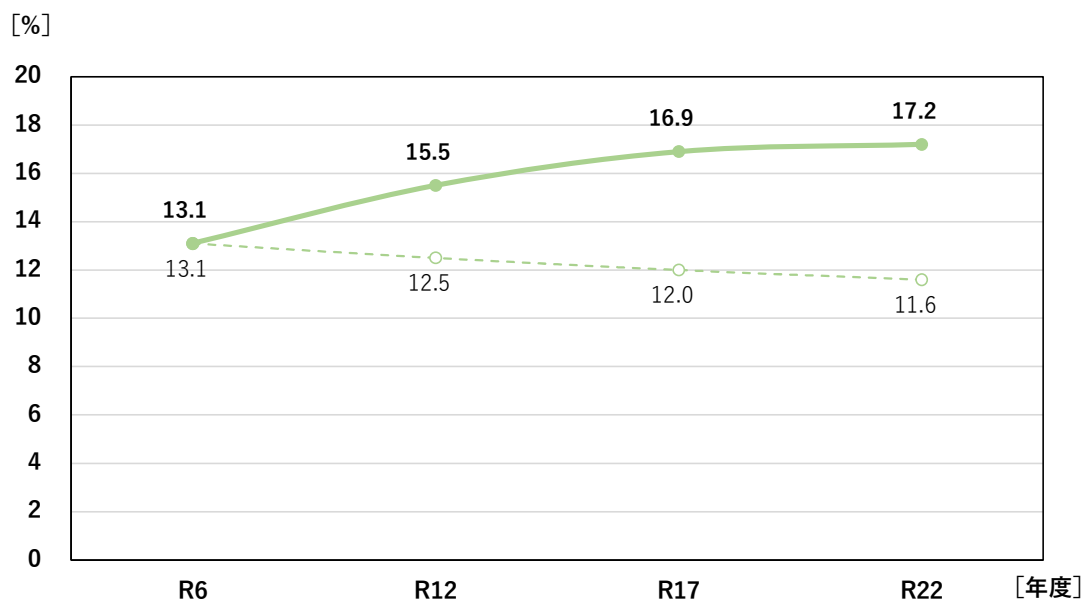
[t/日]



※破線は現状趨勢の将来推計

図 5-6 1日当たり事業系可燃ごみ排出量の推計結果

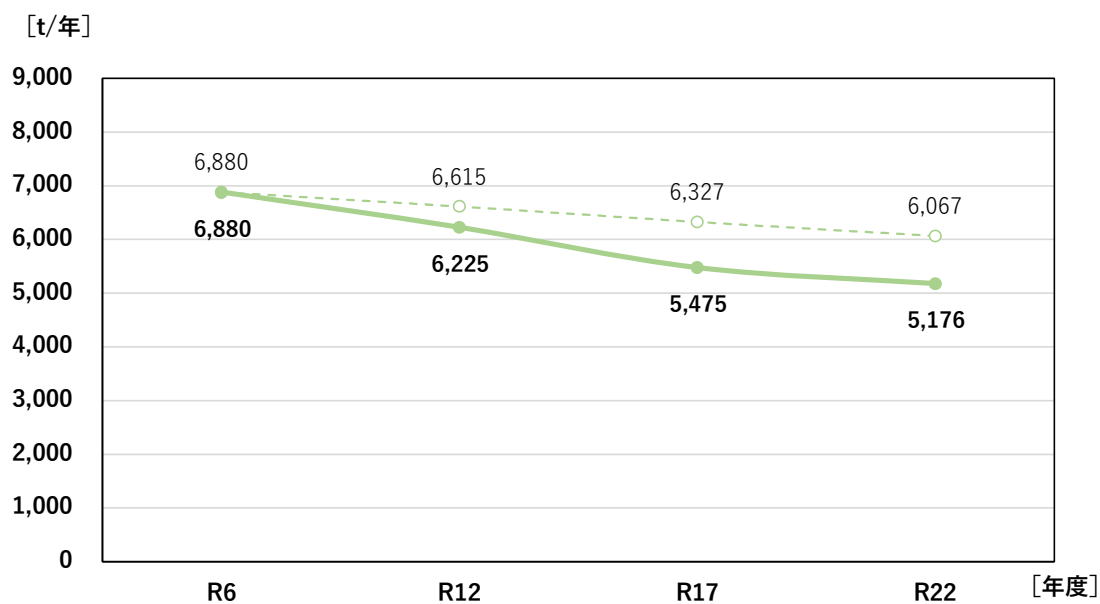
(3) リサイクル率



※破線は現状趨勢の将来推計

図 5-7 リサイクル率の推計結果

(4) 最終処分量



※破線は現状趨勢の将来推計

図 5-8 最終処分量の推計結果

5.4 適正処理計画

本市におけるごみ処理については、減量化・資源化に係る取組の推進とあわせて、収集・運搬、中間処理及び最終処分の各段階において、安定的かつ効率的に適正処理を行う体制を確保することが必要です。

適正処理体制の確保の観点から、本市のごみ処理体制は、以下に示すとおり、現行体制から新たな体制への移行に向けた準備が必要となっています。

- ✓ 本市のごみ中間処理施設は、老朽化が進行しているため、新たなごみ処理体制の検討が必要です。
- ✓ 原田最終処分場及び因島一般廃棄物最終処分場は、令和 22 年度に埋立終了となることが見込まれるため、継続的な最終処分体制の確保が必要です。

これらを踏まえ、基本方針 4「ごみの適正処理」及び基本方針 5「安定的で効率的な処理体制の確立」に基づき、ごみの適正処理に関する計画を定めます。

5.4.1 収集・運搬について

快適な生活環境を確保するため、ごみの収集・運搬に関する市民サービスを継続するとともに、安全・確実な収集・運搬が行える効率的な収集運搬体制を確立します。

(1) 収集区域

本市がごみの収集を行う区域は、本市の行政区域全域とします。

(2) 実施主体

家庭系ごみの収集・運搬は、直営及び委託業者が実施主体となり、連携して計画的な収集を行います。

事業系ごみについては、排出事業者自らの責任において処理することを原則とし、本市で受け入れるものについては、排出事業者自らか、または本市が許可した収集運搬業者（許可業者）が運搬して搬入を行います。

(3) 収集方式

家庭系ごみの収集形態は、ごみステーションまたは資源ステーションから収集する「ステーション回収」を基本とします。

なお、粗大ごみについては、市民からの事前申込に応じて週 1 回収集する「戸別収集」を実施します。

5.4.2 中間処理について

(1) 現行体制による適正処理

現行体制による中間処理については、引き続き効率的・安定的な焼却処理、破碎・選別、資源化を継続します。

あわせて、リチウムイオン電池を含む充電式電池やスプレー缶等の危険物、処理困難物が混入した場合には、火災や設備損傷のリスクが高まることから、消火体制の備え等により、施設の安全な運転と作業員の安全確保に努めます。

処理施設については、老朽化の状況を踏まえ、計画的な点検、補修、更新を行います。

また、老朽化に伴う故障による稼働停止のリスクや維持補修費の増加も懸念されることから、計画的な施設整備を進める必要があります。

(2) 継続的なごみ中間処理体制の検討・整備

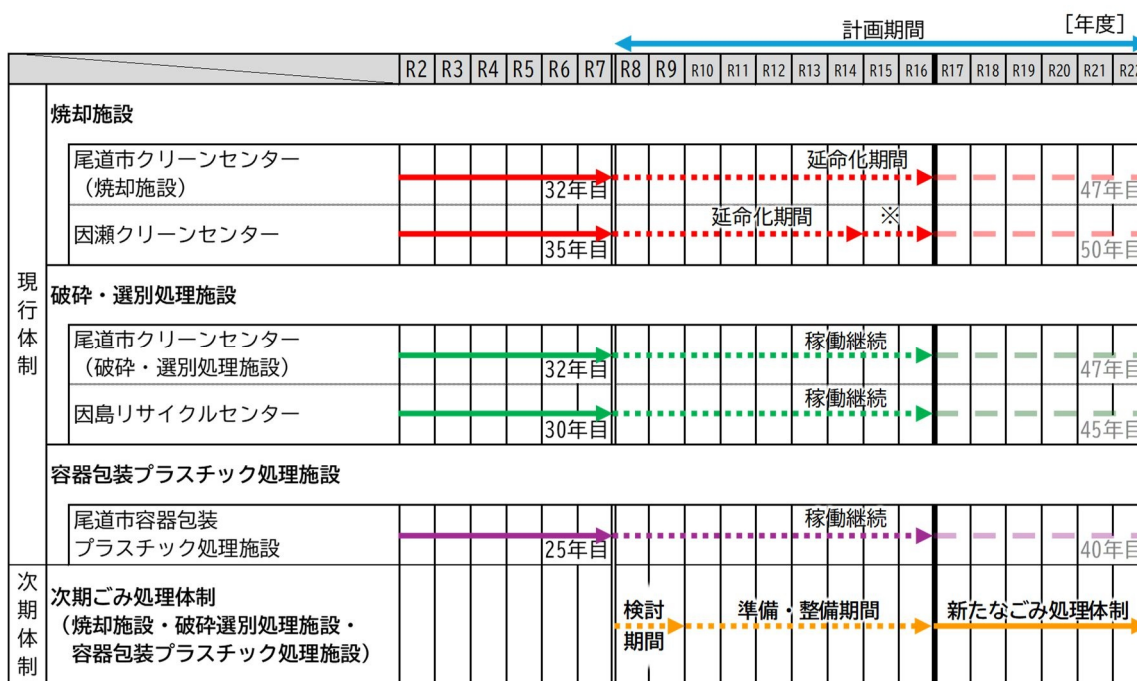
既存のごみ中間処理施設は、今後もさらに老朽化が進行し、故障リスクの増加や維持管理費の増大が懸念されます。

このため、将来にわたって安定した処理を続けるための新たなごみ中間処理体制の検討が必要です。

なお、新たなごみ中間処理体制の検討に際しては、5.2 項で位置づけた取組の一部と整合を図り、収集運搬～最終処分までの処理フロー^{*41}全体を踏まえた検討を行います。

① 検討・整備スケジュール

新たなごみ処理体制は、現行施設の老朽化の進行を踏まえ、令和 9 年度を目安に方針を定め、令和 17 年度の新体制への移行を目安に検討・整備を進めます。



※技術的には稼働可能であり、適切な運営管理のもと稼働を継続

図 5-9 新たなごみ処理体制の検討・整備スケジュール

② 検討シナリオ

新たなごみ中間処理体制は、以下のシナリオ(集約化を含む。)を比較して検討します。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| A. 新しい施設を整備(建替えを含む。) | 【新設】 |
| B. 既存施設の再延命化 | 【再延命化】 |
| C. 近隣自治体と連携して広域で処理 | 【広域処理* ¹²⁾ 】 |
| D. 民間の処理事業者に委託 | 【民間委託】 |

【参考】事業想定額^{注1)}(設例)

<焼却施設>		
A. 新設	▷ 施設を集約(1 施設に統合)し、新施設を整備する場合	約 480 億円
B. 再延命化	▷ 施設を集約(1 施設に統合)し、既存施設を延命化する場合	約 300 億円
C. 広域処理	▷ 他の自治体と共同で新施設を整備し、処理する場合	約 585 億円 ^{注2)}
D. 民間委託	▷ 公共の役割を維持しつつ、処理を民間業者に委託する場合	約 475 億円

<破碎・選別処理施設>	
▷施設を集約(1 施設に統合)し、新施設を整備する場合	約 205 億円

注1)「施設整備費+20 年間の運営・維持補修費」のライフサイクルコスト*61 を概算(税込み)。

※土地の取得費用・造成費用は除く。

※将来の物価変動等の影響は見込んでいない。

注2) 関係自治体の公表データ等を踏まえ、本市が独自に概算した関係自治体全体で必要となる総額。

③ 基本的な検討事項

新たなごみ中間処理体制については、次の事項を基本として総合的に勘案して検討します。

- ・ 既存施設の老朽化状況
- ・ 将来のごみ発生量の見通し
- ・ 市民の利便性
- ・ 環境負荷の低減、二酸化炭素排出量の抑制
- ・ 財政負担及びライフサイクルコスト
- ・ 最終処分場の残余容量
- ・ 旧焼却施設を有する施設の取扱い

これらを踏まえ、収集・運搬、中間処理及び最終処分を通じた全体の処理フローの最適化を図ります。

5.4.3 最終処分について

(1) 現行の体制による適正処分

最終処分の対象物は、中間処理施設から発生する焼却残渣、不燃性残渣及び埋立ごみとします。

浸出水処理施設の適正な運転・維持管理、周辺水質・地下水のモニタリング及び埋立物の臭気・飛散防止対策を適切に実施することで周辺環境への影響を抑え、現行の処理体制を継続していきます。

(2) 継続的な最終処分体制の確保

最終処分量が現状趨勢で推移した場合、本計画の計画期間中に、尾道市原田最終処分場及び因島一般廃棄物最終処分場は令和 22 年度に埋立終了となる見込みです。

これを見据え、ごみの減量化・資源化に係る取組を着実に推進し、最終処分量の削減を図るとともに、中間処理施設における減容化^{*11}や焼却残渣の外部処理委託の活用も検討し、最終処分される残渣の量を抑制します。

また、現行の最終処分場における年度ごとの受入量及び残余容量を把握し、より効率的な埋立ができるよう方法を検討します。

あわせて、次期最終処分場が必要となるため、令和 10 年度を目安に本市に最適な事業条件等を取りまとめた方針を定め、継続的な最終処分体制の確保に向けた検討・整備を進めます。

なお、平成 14 年度に竣工した尾道市原田最終処分場の総事業費は約 41 億円に及んだことから、新たな最終処分場を整備する場合、大規模な事業費となることを見込まれます。

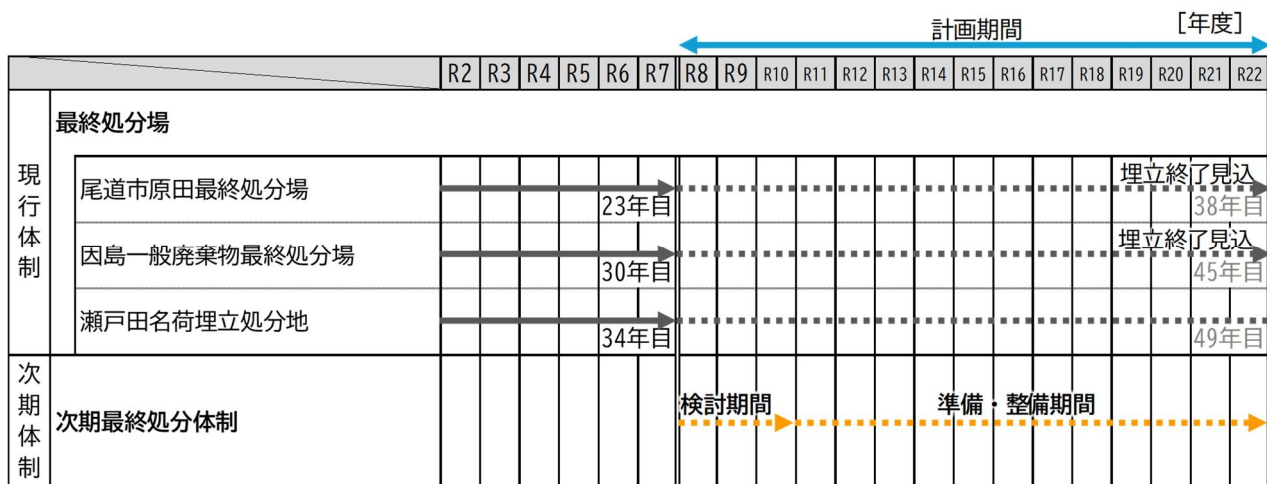


図 5-10 継続的な最終処分体制確保に向けた検討・整備スケジュール

5.4.4 災害廃棄物の処理について

災害廃棄物^{*20}の処理については、平成 31 年 3 月に策定した「尾道市災害廃棄物処理計画」により、災害発生に備え、関係団体の相互の協力のもと、生活環境の保全を図りながら、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を図ります。

用語集

	No.	用語	解説
あ 行	1	いっばん はいきぶつ 一般廃棄物	産業廃棄物（事業活動に伴い生じる廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類の廃棄物）以外の廃棄物を指します。一般廃棄物は、固形状の「ごみ」と、液状の「生活排水」に分けられます。
	2	えんめい か きかん 延命化期間	既存施設の延命化のための大規模な改修工事（基幹的設備改良工事等）を実施する際に設定する延命化の目標とする稼働期間のことです。
か 行	3	かくたい はいさんしゃ せきにん (EPR: Extended Producer Responsibility)	製品の生産者が、その製品が使用され、廃棄された後まで一定の責任を負うという考え方です。製品の設計段階からリサイクルしやすい素材を選んだり、使用済み製品の回収・リサイクルシステムを構築したりすることが求められます。
	4	かてい けい 家庭系ごみ	一般家庭の日常生活に伴って発生するごみのことです。
	5	かねん 可燃ごみ	一般的に、焼却施設で焼却処理されることを目的に集められるごみのことです。本市では、燃やせるごみとして区分されています。
	6	きかんてき せつび かいりょう こうじ 基幹的設備改良工事	既存の焼却施設やリサイクル施設を対象に、主要な設備を大規模に改修・更新し、施設の延命化や性能向上を図る工事のことです。
	7	きゅうしゅうきやく しせつ 旧 焼却 施設	現在は稼働を停止している、過去に使用されていたごみ焼却施設のことです。
	8	きょうどう 協働	市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を分担し、互いに連携・協力して共通の課題解決に取り組むことです。
	9	きよてん かいしゅう 拠点回収	地域単位で設置された資源物の回収拠点を回り、排出された資源物を回収する仕組みのことです。本市では、使用済み天ぷら油を拠点回収しています。
	10	げんじょう すうせい 現状趨勢	現状を改善するための新たな取組を行わず、現状のままと仮定した場合に予測される将来の成り行きのことです。本計画では、現状趨勢の場合のごみ排出量等の推計を行った上で、改善のための取組を定めました。
	11	げんよう か 減容化	ごみの体積を減少させるため、焼却等の中間処理を行うことです。

No.	用語	解説
12	こういきしより 広域処理	ごみ処理を効率的に行うために、複数の市町村が協力して、共同でごみ処理を行うことです。
13	こべつ しゅうしゅう 戸別収集	各家庭の玄関先など、戸別に訪問してごみを収集する方法です。本市ではふれあい収集として実施しています。
14	ごみ処理経費	ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分までの一連の事業にかかる費用のことです。人件費、施設の維持管理費等が含まれます。
15	ごみステーション	家庭から出る燃やせるごみ、燃やせないごみ、埋立ごみ、有害ごみ、ペットボトル及び容器包装プラスチック等を収集するために、地域に設けられた場所のことです。
16	そう はいしゅつりょう ごみ総排出量	1年間に排出されたごみの総量のことです。家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量を合計したものです（資源物を含みます。）。
17	ごみの組成	ごみがどのような種類の物で構成されているかを示す割合のことです。例えば、可燃ごみの中に厨芥類、紙類、プラスチック類などがどれだけの割合で含まれているかを調査することで、本市のごみの特徴を捉えることができ、混入対策の検討に役立てることができます。
18	ごみの適正処理	廃棄物処理法に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りながら、ごみを適正に収集、運搬、中間処理、最終処分することです。
19	はいしゅつりょう げんたんい ごみ排出量原単位	ごみ排出量を比較・評価するための指標で、市民1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）や、事業系ごみの1日当たりの排出量（t/日）などで表されます。
20	さいがい はいきぶつ 災害廃棄物	地震や風水害などの自然災害によって発生する、がれきや家財などの廃棄物のことです。被災した自治体で処理することが難しい場合は、民間の事業者や近隣自治体に協力を要請します。
21	さいしゅう しょうぶん 最終処分	中間処理を行ってもなお残る不要なもの（焼却残渣や不燃性残渣）を、埋め立てるなどして処分することです。
22	さいしゅう しょうぶんじょう 最終処分場	主に埋立地と浸出水処理施設から構成される、最終処分を行うための施設のことで、
23	さいしゅう しょうぶん りつ 最終処分量	ごみ総排出量のうち、どれだけが最終処分されたかを示す割合です。「最終処分量 ÷ ごみ総排出量」で算出されます。

No.	用語	解説
24	ざいたく いりよう はいきがつ 在宅医療廃棄物	家庭での医療行為に伴って発生する廃棄物のことです。 注射針やガーゼ、脱脂綿などが該当します。
25	ざんさ 残渣	ごみを焼却した後に残った灰や不燃物、破碎・選別後に 資源化できないものとして残った可燃性または不燃性の 「残りかす」のことです。
26	サンドイッチ工法 こうほう	最終処分場において、ごみを埋め立てる際に、ごみ層と 覆土層を交互に重ねていく埋立工法です。悪臭や害虫の 発生、火災などを防ぐ効果があります。
27	さんまる いちまる うんどう 30・10運動	宴席の場において、乾杯後の30分は自席で食事を楽し み、お開きの10分前には自席に戻って食事を食べ切るこ とを推奨するもので、宴席における食べ残し（＝食品ロ ス）を削減するための取組です。
28	ざんよ ようりよう 残余容量	最終処分場において、今後、埋め立てることが可能な容 量のことです。
29	じぎょう けい 事業系ごみ	事務所、商店、飲食店、工場などの事業活動に伴って発 生するごみのうち、産業廃棄物以外のものを指します。
30	しげん 資源ステーション	家庭から出る資源物（紙類、布類、かん類、びん類等） を収集するために、地域に設けられた場所のことです。
31	しげん ぶつ 資源物	分別して排出することで、再び資源として利用できるも ののことです。本市では、紙類、布類、かん類、びん 類、ペットボトル、容器包装プラスチック等が該当しま す。
32	しゅうだんかいしゅう 集団回収	町内会などの住民団体が、家庭から排出される資源物を 自主的に回収し、再資源化を行う活動のことです。本市 では、回収量に応じてこれらの団体に補助金を交付して います。
33	じゅうでん しき でんち 充電式電池	リチウムイオン電池等の充電して繰り返し使える電池の 総称です。本市では、有害ごみとして収集しています。
34	じゅんかんがたしやかい 循環型社会	ごみを減らし（リデュース）、繰り返し使い（リユース）、 資源として再利用する（リサイクル）ことで、限りある天然 資源の消費を抑制し、環境への負荷を減らす社会のこと です。
35	じゅんかんけいざい 循環経済 (サーキュラーエコノミー)	従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の上で成り立つ経 済活動ではなく、製品や資源の循環的な利用を図りつつ 付加価値の最大化を目指す新しい経済の仕組みです。

No.	用語	解説
36	じゅん れんぞく ねんしょう ほうしき 准連続燃焼方式	連続燃焼方式とは異なり、24 時間連続稼働せず、間欠的に稼働する焼却処理の方式のことです。間欠式とも呼ばれ、日ごとに焼却炉の立上げ、立下げを行います。
37	しょうきやく ざんざ 焼却 残渣	焼却施設で可燃ごみや可燃性残渣を焼却処理した際に生じる焼却灰等のことです。
38	しょうきやく しょうり 焼却 処理	家庭や事業所から出る可燃ごみを燃やして、減量化・減容化を図る処理のことです。
39	しょうらいすいけい 将来推計	過去の人口やごみ排出量等のデータをもとに、将来の人口やごみ排出量等がどのように推移するかを予測することです。ごみ処理に関する計画を立てる上で重要な指標となります。
40	しょくひん 食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことです。食べ残しや、手つかずのまま捨てられる直接廃棄、調理の際に出る皮のむきすぎなどが含まれます。
41	しょうり 処理フロー	ごみが排出されてから、収集・運搬、中間処理、資源化、最終処分に至るまでの一連の流れのことです。
42	しんしゅつ すい しょうり 浸出水処理	最終処分場から発生する雨水などが埋立物と接触して汚染された水（浸出水）を浄化する処理のことです。
43	ストックヤード	収集したごみや資源物を、中間処理施設やリサイクル事業者の施設へ運ぶ前に一時的に保管しておくための施設です。
44	ほうしき セル方式	最終処分場において、ごみを埋め立てる際に、一日分の埋立作業を一つのセル（区画）で完結させて覆土する埋立工法です。作業の効率化や環境保全に効果があります。
45	せんしんてき せつび どうにゅう すいしん こうじ 先進的設備導入推進工事	既存の焼却施設やリサイクル施設に対し、先進的な設備を導入し、施設の性能向上や延命化を図る工事のことです。
46	そう しげんか りょう 総資源化量	ごみ総排出量のうち、資源として再生利用された量の合計のことです。中間処理を経ずに資源化事業者に引き渡す資源物、ごみ処理施設で選別された資源物及び集団回収により回収した資源物の合計で表されます。
47	そだい 粗大ごみ	比較的大きなごみのことで、通常のごみ袋（45 リットル）に入りきらない 1 辺 50cm を超える大きさのものをいいます。

た
行

は
行

No.	用語	解説
48	ちゅうかいるい 厨芥類	一般的に生ごみと呼ばれているもののことです。調理の際に出る調理くずや、まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品ロスなどが含まれます。
49	ちゅうかん しょり 中間処理	ごみを最終処分する前に、焼却、破碎、選別、圧縮などを行い、減量化、減容化、資源化等を図る処理のことです。
50	てきせい しょり こんなん ぶつ 適正処理困難物	市では適正な処理を行うことが困難なものを指します。具体的には、自動車部品、ガスボンベ、農薬、金庫、建築廃材等が該当します。適正処理困難物については、販売店に相談するなどして、適切な処理業者に引き取ってもらうようお願いしています。
51	すいけい ほう トレンド推計法	過去の実績値の傾向（トレンド）を分析し、将来の数値を予測する方法です。ごみ排出量の将来推計に用いられます。
52	はさい せんべつ しょり 破碎・選別処理	粗大ごみや不燃ごみ等を破碎や選別することによって、資源化できるもの、可燃性残渣及び不燃性残渣に分ける処理のことです。
53	フードドライブ	家庭や商店で余った未開封の食品を持ち寄り、それを必要としている福祉団体や施設などに寄付する活動です。
54	ふおーあーる 4 R	ごみを減らすための4つの取り組みの頭文字をとったものです。過剰な包装などを断る Refuse（リフューズ＝発生回避）、ごみを出さない Reduce（リデュース＝発生抑制）、一度使ったものをくり返し使う Reuse（リユース＝再使用）、使い終わったものを、もう一度資源として生かす Recycle（リサイクル＝再生利用）の順で優先的に取り組むことが重要とされています。
55	ふねん 不燃ごみ	燃やすことができないごみのことです。本市では、燃やせないごみ、埋立ごみ及び有害ごみとして区分されています。
56	ふほう とうぎ 不法投棄	ルールを守らずに、道路や山林、空き地などに無断でごみを捨てる犯罪行為です。環境を汚染し、地域の景観を損なう原因となります。
57	ふれあい じゅうしゅう ふれあい収集	高齢者や障がい者など、ごみの排出が困難な世帯の戸別収集を行い、それに併せて収集時に安否確認を行う事により在宅生活支援を図る取組のことです。

No.	用語	解説
58	分別戦隊エコレンジャー ぶんべつ せんたい	幼稚園・保育所・小学校等で行う環境リサイクル教室において、ごみ分別をはじめとした環境保全に関する教育を、寸劇形式などで分かりやすく啓発活動を行う団体のことです。
59	まちかどフードパントリー おのみち 尾道	地域企業や個人の方から提供された食料品や日用品を子育て家庭等が身近な場所で受取ることができるよう、パントリー（場所）を設置する取組のことで、独自開発の専用アプリにより、在庫をリアルタイムで把握できるようにすることで、ごみが発生しにくい仕組みを構築します。
60	容器包装プラスチック処理 ようき ほうそう しゅり	家庭から分別排出された容器包装プラスチックを選別・圧縮・梱包して、リサイクル事業者に引き渡せる状態にするための中間処理のことで、
61	ライフサイクルコスト	ごみ処理施設の建設から一定期間の維持管理を行うために必要となる総費用のことで、
62	リサイクル率 りっ	ごみ総排出量のうち、どれだけがリサイクルされたかを示す割合です。「総資源化量 ÷ ごみ総排出量」で算出されます。
63	リチウムイオン電池 でんち	スマートフォンやモバイルバッテリー、コードレス家電などの小型で大容量の電力を必要とする製品に使用されている充電式の電池です。強い衝撃や圧力が加わると発火する危険性があります。本市では、製品から取り外したリチウムイオン電池を有害ごみとして収集しています。
64	連続燃焼方式 れんぞく ねんしょう ほうしき	24 時間連続で稼働する焼却処理の方式のことで、ごみの投入、燃焼及び搬出を自動で行う設備を持ち、准連続方式に比べて炉の立上げ・立下げの回数が少ないという特徴があります。